

# Int'lecowk

通巻1135号

巻頭言

「壁」解消への抜本的な制度改正を

(公社) 国際経済労働研究所 会長 古賀 伸明

特集

## 福祉サービスのマクロ/メゾ/ミクロ分析

社会支出30年の軌跡と日本の位置づけ

—OECD: Social Expenditure Surveyを中心に—

県立広島大学保健福祉学科 助教

大阪公立大学都市科学・防災研究センター 客員研究員 ● 楊 慧敏

H. Yang

同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程

大阪公立大学都市科学・防災研究センター 客員研究員 ● 孫 琳

L. Sun

同志社大学名誉教授 大阪公立大学客員教授 ● 埋橋 孝文

T. Uzuhashi

## 介護サービスの質の評価をめぐる政策の課題

帝塚山大学教育学部こども教育学科 教授 ● 石田 慎二

S. Ishida

福祉サービス供給主体間における「サービスの質」の相違に関する研究

—訪問介護事業の実態分析を通して—

同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程

大阪公立大学都市科学・防災研究センター 客員研究員 ● 孫 琳

L. Sun

## 第55回共同調査

(2022年参議院議員選挙 組合員政治意識調査)の報告

(公社)国際経済労働研究所 労働政治研究事業部

## 「壁」解消への抜本的な制度改革を

(公社)国際経済労働研究所 会長 古賀 伸明

給与が一定額を超えると、税や社会保険料が増加し手取りが減少する、いわゆる「年収の壁」に対する政府の対策が10月から始まった。原則3年の時限措置だ。

会社員や公務員に扶養される配偶者は、パートなどで働いても収入が少なければ、年金や医療の保険料負担がない第3号被保険者だ。しかし、従業員101人以上の企業で月額8.8万円（年収に換算すれば106万円）を超えると、自ら厚生年金や健康保険に加入せねばならず、社会保険料を納める必要がある。年収が125万円以上になるまでは、手取りが適用前の水準を下回ることになる。

この「壁」に対して、政府は企業向けの助成金を創出した。従業員の保険料が増える分、企業が手当を支給したり賃金を上げたりした場合、従業員一人当たり最大50万円を助成する。

もう1つの社会保険上の年収の壁は130万円だ。130万円以上になると配偶者の社会保険の扶養ははずれる。これへの対応は130万円を超えても、連続2年までは保険者の判断で配偶者の扶養にとどまることを認める柔軟な運用とした。

この課題の背景には、人手不足の深刻化がある。近年の急激な最低賃金の上昇で、「壁」ぎりぎりまで働く主婦の時給が上がり、保険料負担を避けるため、就業時間を減らす傾向が一層強まっている。パートやアルバイト依存度が高い業界は就労調整の影響が大きく、需要はあるのに稼働率を下げたり、営業時間を短くするといった対応を余儀なくされている。

また、500人以下の企業に勤務する人や、勤務期間が1年未満の人は社会保険適用の対象外だったが、22年10月から企業規模100人超や勤務期間2ヵ月超で適用されるようになり、新たに数十万人が対象となった。

今回の政府の対応は時限措置とはいえ、公的負担で保険料を実質的に肩代わりするものであり、社会保障制度の負担と給付の原則や公平性の観点からも課題が多い。同じパートで働く人でも扶養を受けない

単身の人には、そもそも「壁」はない。扶養を受けて就労調整をしてきた人だけを優遇することになる。

第3号被保険者として保険料を納付していない専業主婦そのものが優遇されており、今回の助成金制度は優遇に優遇を重ねることになるという指摘もある。いずれにしても抜本的な解決策とはいえない。

壁が生まれる根本的な原因は、第3号被保険者制度にある。この制度は女性の年金権を確立させ社会的なセーフティネットとしての役割を果たすために1985年に導入された。その頃と比較して、単独世帯、共働き世帯が増加した一方で、当時は標準モデルとされた「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」が減少し、家族類型が大きく変化している。もはやその世帯は、標準モデルといえる状況ではない。

ライフスタイルや価値観が多様化し、フリーランスなどの曖昧な雇用で働く人や副業・兼業をおこなう人が増加するなど、働き方も変化している中で、配偶者の有無やその働き方で適用されるかどうかが決まる第3号被保険者制度は廃止すべきだ。

短時間労働者などへの社会保険の適用については、この間の法改正により段階的に適用拡大が進められてきたものの、今だに多くの労働者が適用外となっている。「被用者であれば、被用者保険が適用されるべき」との基本的な考え方のもと、労働時間や収入などの要件を撤廃し、すべての労働者に社会保険を適用し、働き方に中立的な制度を確立することが重要だ。

被用者であれば第2号被保険者として厚生年金保険に加入し、そうでないならば第1号被保険者に移動する。ただ、育児や介護で働きたくても働けない人も多く、そうした人たちが取り残されない施策を検討する必要がある。

超少子高齢化・人口減少が加速する中、社会保障制度のあり方は日本にとって大きな課題だ。25年に予定する年金制度の法改正に向けて、政府は公平性を高めつつ、持続可能な仕組みの構築にスピードを上げていくことが求められている。

**CONTENTS** Page

**特集：福祉サービスのマクロ／メゾ／ミクロ分析**

巻頭言 (2)

「壁」解消への抜本的な制度改革を  
 古賀 伸明

地球儀 (3)

日常を科学の課題としたルイス・カランザ  
 本山 美彦

■特集 福祉サービスのマクロ／メゾ／ミクロ分析 (4)

社会支出30年の軌跡と日本の位置づけ (7)

—OECD: Social Expenditure Surveyを中心に—  
 楊 慧敏  
 孫 琳  
 埋橋 孝文

介護サービスの質の評価をめぐる政策の課題 (15)

石田 慎二

福祉サービス供給主体間における「サービスの質」の相  
 違に関する研究 (21)

—訪問介護事業の実態分析を通して—  
 孫 琳

第55回共同調査(2022年参議院議員選挙 (29)

組合同員政治意識調査)の報告  
 労働政治研究事業部

リサーチファイル (35)

第40回: 東京・名古屋  
 本田 一成

論壇ナビ2023 (39)

第10回: 金融政策とインフレ  
 松浦 司

主要経済労働統計 (40)

所員コラム (41)

「大丈夫」と言える専門家をめざして——追悼・櫻井敦司  
 山本 耕平

年間索引(特集一覧) (42)

Project News (43)

地球儀



日常を科学の課題としたルイス・カランザ

現在多くの人が関心を寄せ始めているものにエルニーニョ (El Niño) 現象がある、しかし、気付いてくれるのが遅すぎた感がある。

目の前の明瞭な現象が、私たちの理解をはるかに超えた複雑なものであることを、私たちは思い知らされる時がある。エルニーニョはその1つである。

例えば、チリ地理学会 (Chilean Geographical Society) 会長のルイス・カランザ (Luis Carranza) は、チリの民衆にとってはありふれた日常の出来事であったエルニーニョ現象を、初めて学問の中心課題に位置付けた。エルニーニョは、19世紀末に登場したものではなく、はるか何千年も前から地上に天候異変をもたらしていたものである。ところが、私たちは、カランザのお陰で、やっと最近になって、この重大性に気付かされたのである。

1891年、大きなエルニーニョ現象が発生した。乾燥地帯であるペルー北部の砂漠に集中豪雨があり、西岸の港町は洪水による大被害を受けた。惨状が起こった時、首都のリマではチリ地理学会が創設され、会長にカランザが選ばれていた。会議終了後の会誌 (Bulletin) に彼は、短い論文を寄稿した。以下、それを要約する。

ペルー最北部に近い西岸に重要な2つの港がある。パイタ (Paita) と、それよりもさらに北に位置するパカスマヨ (Pacasmayo) である。これらの港の間の海域では、海岸に沿って南から北に向かって流れる寒流に、北から南下してきた暖かい表層海流が乗り上げるという現象が間欠的に見られる。

パイタの船乗りたちは、この不思議な現象を日常のものとして捉えていた。この現象は、クリスマスの時に起こることが多いので、彼らはこの現象を「神の御子 (男の子)」(エルニーニョ) と呼んでいた。

表層海流の反対潮流に乗り上げるという現象は、他の海域でも観察される。乾燥して降雨はめったにない地域で、この現象が発生すると豪雨になる。なぜなのかが解明されなければならない。この点の研究が、世界の気候変動の謎を解く非常に重要なものになる。私はここに集われた会員の皆様の関心を喚起したい。(Samuel, Philander [1990], *El Nino, La Nina, and the Southern Oscillation*, Academic Press, San Diego. より引用)。まさに至言であった。

本山 美彦 (国際経済労働研究所・所長)

# 特 集

## 「福祉サービスのマクロ／メゾ／ミクロ分析」

今号の特集は、これまでも社会政策や社会福祉の分野を中心に本誌の企画にご協力いただいたきた、同志社大学名誉教授・大阪公立大学客員教授の埋橋孝文氏よりご提案いただいたテーマである。ご協力に改めて感謝申し上げたい。以下では、埋橋教授よりご寄稿いただいた、本企画の趣旨および特集の各論文の概要を掲載する。

### 特集の趣旨

同志社大学名誉教授・大阪公立大学客員教授 埋橋 孝文

#### 1. はじめに

今号では、特集「福祉サービスのマクロ／メゾ／ミクロ分析」のもと、3編の論稿を収録している。これらの論稿は、科研国際共同研究強化(B)「福祉サービスの質と政策評価－東アジア3ヵ国(日本・韓国・中国)を中心に」(研究代表者・田中聡子県立広島大学教授、22KK0024、2022年～2026年、以下、国際科研(B)という)の中間成果の一環として執筆されたものである。

ここでは最初にこの国際科研(B)の概要を簡単に紹介し、その後、3編の論文の概要を簡単に紹介する。

#### 2. 科研国際共同研究強化(B)「福祉サービスの質と政策評価」

##### 1) 出発点としての福祉国家の国際比較研究

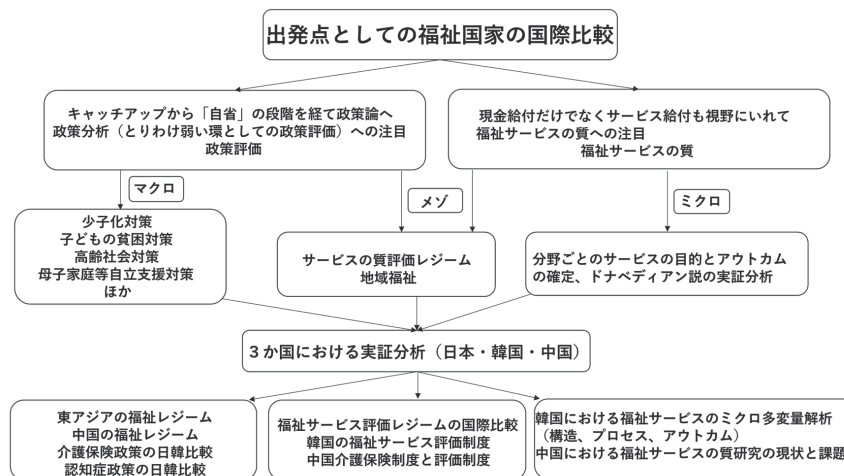
今回の科研プロジェクトは、筆者が1990年から20年間ほど携わっていた「福祉国家の国際比較研究」と次の2点において密接な関係をもつ。

まず第1に、埋橋(2011、pp.17-19)、埋橋(2022、pp.28-30)は、一般にわが国における国際比較研究は、キャッチアップの問題意識から始まり、自らの位置づけや特徴をめぐる「自省」の段階を経て、次には政策論議に貢献する方向に進むことを期待される、と主張した。

エスピン-アンデルセン(邦訳2001)の「三つの世界」とそれをベースにした日本の位置づけの検討(「保守主義と自由主義の混合(ハイブリッド)モデル」)は上記の第2段階すなわち「自省」の段階にあるとあってよい。その次は「豊富な海外の事例、動向やその長所、短所を認識しながら、また、国際比較という鏡に映る自国の姿を見ながら、今後の針路に関する政策論議に貢献するという役割をこれまで以上に期待される」(埋橋2011、p.19)。政策論議は、政策の規範や思想、政策形成、政策実施およびそのガバナンス、政策評価などを含むが、国際科研(B)はそのうち政策評価に焦点をあてている。社会保障や福祉の場合、特定の政策が導入されるまでは議論が盛んであるが、導入後の成果はどのようなものか、どのような点で改善が必要か、などの評価研究が手薄となっている(埋橋2022、pp.17-21)ことが、政策評価にフォーカスした理由である。

第2に、従来の福祉国家の国際比較研究では、「脱商品化」指標をはじめとして、社会支出の内もっぱら現金給付に注目して各国のビヘイビアを比較検討してきた。それは、もう一つの社会支出であるサービス給付を問題にする際には「サービスの質」を併せて検討することが不可欠であるが、それが難しいという事情があったためである。そのため、サービス支出額という形で貨幣換算した指標を用いているが、近年、OECD諸国でその割合が増えている。つまり、北欧や英米諸国および日本では現金支出よりもサービス支出は金額的に増えている。サービス支出で大きなものは保健・医療、介護、保育サービスであるが、これらの国では、サービス支出が年金や児童手当、生活保護などの現金支出よりも大きく、OECD平均でもその割合は増えつつある。このように量的に増えつつあるサービス支出であるが、その中身、つまり「質」に注目した社会科学的な分析が必要とされている。





## 2) マクロ、メゾ、ミクロでの検討課題

上の2つの課題をマクロ、メゾ、ミクロという3つの分野に分けて検討していく。

マクロ面では、プログラム理論にもとづいて現実の政策評価を試みると、目的やアウトカムが掲げられているがそれを達成するためのインプット、プロセスやアウトプットが不明なもの、逆にアウトカムや目的が不明なものが往々にしてみられる。また指標が設定されていない場合がある。それらを指摘することには、政策をより科学的なものにし、税金を有効に活用する点で価値がある。

なお、もっとも科学的とされるRCT (Randomized Controlled Trial, ランダム化比較試験) は、費用と時間の面からマクロの「政策」評価には不向きである。そのため今回の科研プロジェクトではそれを採用しない。その一方で、RCTを用いない場合、どうしても外生要因 (外部要因) の影響を分離できないことになる。その結果、「折り合いをつけながら」(埋橋2022, p.28) 周辺情報、状況証拠から因果関係の確定に取り組まざるをえない。

具体的には、少子化対策、子どもの貧困対策、高齢社会対策、母子家庭等自立支援対策、自殺総合対策、過労死対策ほかについてプログラム理論を援用して政策評価を試みる。併せて克服されなければならないことについて指摘し、改善に向けての提案をする予定である。

また、従来の政策論にあっては「課題」をめぐっての解決策の提示が重視されつつも、なぜそうした課題が生起しているか、現状がいかなる文脈の下、どのような要因によって形成されてきたかなどについての「因果関係」的な解明が不十分であった。今回の科研プロジェクトではこうした点に配慮し、課題が生起してくる原因を解明したうえで改善の方向を打ち出す予定である。

メゾ面では、①福祉サービスに関する評価レジーム、②地域福祉という2つの視点から分析する。

「福祉サービスに関する評価レジーム」は、マクロの国際比較分析とミクロの福祉サービスの質研究の中間に位置し、両者を繋ぐ「結節環」である。日本の福祉サービスへの「第三者評価制度」をめぐっては、受審率がごく低いなど問題が山積みである。2つの目的 (①サービスの質の向上と②利用者の選択に資する) に照らして「評価制度を評価する」必要がある。

もう一つのメゾ領域である地域福祉の検討では、3府県計9市町村の地域福祉計画と地域福祉活動計画を取り上げて、プログラム評価論の見地から検討する。

ミクロ面では、mixed methodを通して福祉サービスの質を分析する。具体的には、<福祉施設・団体への聞き取り調査>、<既存マイクロデータの多変量解析>、<福祉施設・団体へのアンケート調査>を通して、以下の3点を明らかにする。

- ① 福祉サービスの種類 (高齢、児童、障害、施設と在宅) によってサービスの目的、プロセス、アウトカムの違いはあるか。
- ② 各種福祉サービスのアウトカム指標はどうあるべきか。
- ③ 福祉サービスの質の構成要素相互の関係はどうなっているか (ドナベディアン、「構造」、「過程 (プロセス)」、「アウトカム」相互の関係を多変量解析で明らかにする)。

上の①、②、③を通して、福祉サービスの質、とりわけ、アウトカムを引き上げるためにはどうすればいいかを明らかにする。

### 3) アジアを視野に入れて

本プロジェクトの分担研究者には韓国、中国出身者が多数含まれており(韓国9名、中国7名)、サブタイトルにあるような東アジア3カ国それぞれの地域研究および比較研究が可能である。たとえば「東北アジアと東南アジアの研究者は日本の社会保障・福祉をどうみているか」などの問題を検討する。このことを明らかにすることは、①日本の社会保障・福祉の理解に寄与する点があり、また、②アジアの研究者はそれぞれの国での今後の社会保障・福祉の方向をどう考えているかを浮き彫りにする。

### 3. 特集3論稿について

楊・孫・埋橋の第1論稿「社会支出30年の軌跡と日本の位置づけ」は、マクロ面からの政策分析を試みている。上でもふれたエスピン-アンデルセン(2001)が鮮やかに描いた「三つの世界」が30年後にどのように変化したのかを明らかにし、併せて、日本を取り巻く人口学的特徴とセーフティネットの特徴を国際比較的に明らかにすることを目的としている。

そこでは、失業率と社会支出という福祉国家の存立基盤に関わる2つの指標からみた各国の配置は、「三つの世界」時の配置とはかなり様相を異にし、それらを区別する境界線はかなり曖昧化してきたということが明らかにされる。ただし、所得再分配政策をめぐる一種の「階層化」指標からみると「三つの世界」論は現在でも当てはまるものがあり、また、サービス支出をめぐる彼の分析もなおあてはまる。日本を取り巻く人口学的環境は人口オナーズ(負担)が大きくなりつつあり、厳しさを増している。その中でも国際比較的にみて低位にある社会手当(家族関連と住宅関連)の充実が急務であることが示される。

石田の第2論稿「介護サービスの質の評価をめぐる政策の課題」は、福祉サービスの質の評価に対する関心が高まり、研究もある程度蓄積されてきたにもかかわらず、いくつかの解明されるべき点が残されていることを指摘する。

すなわち、第1に、第三者評価制度にあっては、「評価基準が、都道府県によって取り扱いが異なり、全国統一の仕組みとなっていない」。第2に、「利用者評価は利用者の主観的な評価であるため」、それで介護サービスの質を客観的に評価することは難しい。また、「介護サービス情報公開制度」は、質を構成する「『構造』に関する情報に限られ、それ以外の『過程』『結果』に関する情報はほとんど得ることができない」などの限界がある。「科学的介護情報システム」でも「過程」の評価指標や方法で課題がある。

石田論稿は上のような検討を経て、第1に、ドナベディアンという「結果」の指標を明確にし、第2に、それを踏まえて、「構造」「過程」「結果」相互の関係を明らかにしていくことが必要であると結論づけている。慎重な検討を重ねた上で得られた重要な結論といえよう。

孫の第3論稿「福祉サービス供給主体間における『サービスの質』の相違に関する研究—訪問介護事業の実態分析を通して—」は、まず最初に「サービスの質」の向上に関する政策動向を整理し、第三者評価や自己評価などの制度が整えられてきたもののサービスの質に関する定義づけが行われていないことを指摘する。次いで先行研究の検討を行い、その上で、「アウトカム(結果、成果)」の側面から「サービスの質」を客観的に捉えることが難しく、「ストラクチャー(構造)」や「プロセス(過程)」の側面から、「サービスの質」をより客観的に捉えることが可能であるとしている。

実証部分については、福祉サービス供給主体の法人格によって、訪問介護サービスの質に差があるかどうかを明らかにするため、F検定(一元配置分散分析)を行っている。その結果、「訪問介護員等の中、常勤の割合や有資格(介護福祉士)者の割合に着目すれば、医療法人の割合は最も高いことが明確になり、社会福祉法人やNPO法人、営利法人よりもサービスの質が高いと言えるであろう」という結論を得ている。興味深いファクトファインディングといえよう。孫論稿は全国的な既存データを用いた実証分析であること、非営利事業者のなかでの異なる法人格を分析していることなどの特徴がある。

### 参考文献

- 埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望』日本評論社
- 埋橋孝文(2011)『福祉政策の国際動向と日本の選択—ポスト「三つの世界」論』法律文化社
- 埋橋孝文編著(2022)『福祉政策研究入門 政策評価と指標 第1巻—少子高齢化のなかの福祉政策』明石書店
- エスピン-アンデルセン(2001、原著は1990年)『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房

特集1

# 社会支出30年の軌跡と日本の位置づけ —OECD: Social Expenditure Surveyを中心に—

県立広島大学保健福祉学科助教、大阪公立大学都市科学・防災研究センター客員研究員 楊 慧敏  
同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程、大阪公立大学都市科学・防災研究センター客員研究員 孫 琳  
同志社大学名誉教授、大阪公立大学客員教授 埋橋 孝文

## 1. はじめに

一世を風靡したエスピン-アンデルセンの記念碑的な著作『福祉資本主義の三つの世界』の原著出版（1990年、邦訳2001年）から30年あまりが過ぎた。そこで鮮やかに示された「三つの世界」はその後の30年間を通してどのように変化したのであるか。たとえば互いを隔てる境界線がぼやけてきて一つないし二つのタイプに収斂しつつあるのか、あるいは、それぞれが明確に区別されるべき特徴をもったまま拡散してきたのであろうか。この問題に答えるにはそれぞれの国の歩みを詳しくフォローしていく必要があるが、ここではその余裕がない。

本稿で行なおうとすることは、第1に、三つの世界と日本の福祉国家を取り巻く人口学的環境の変化を明らかにすることである。第2に、それを受けて、OECDの社会支出統計（Social Expenditure Survey）で国際比較的な動向をやや詳しく検討し、日本を含む各国の対応と変化を跡づけていく。第3に、そのような検討を通して日本の位置づけやセーフティネットの特徴を実証的に明らかにする。

本来ならば「三つの世界」後30年間の軌跡を明らかにする作業は、エスピン-アンデルセンの方法論、具体的には、「脱商品化」「階層化」「プライベートセクターの比率」などの指標の算定方法に依拠した形でおこなうのが望ましい。しかし、かれの著作の中にそうした算定

方法が詳しくは明示されておらず、追試検証（replicate）が困難である。したがって、ここでの検証方法はそれとは異なる独自のやり方によるものであることを断っておきたい。

本稿での検証作業のやり方をもう少し具体的に補足すると、次のようになる。エスピン-アンデルセン自身は、福祉国家の特徴づけをする際にその背景となる人口学的環境には配慮していない。西欧福祉国家の異なる三つの世界といえども人口学的環境はそれほど変わらないという認識の下でそうしたと推測される（同じ指摘は埋橋1997、p.193でおこなった）。しかし、分析の視野をアジアにまで広げる際にはそれが不可欠であり、本稿で取り上げることにする。その上で、私たちがいまでも重要と考える福祉国家の各種指標（パラメーター）の推移をいくつかの文献から取り出し、そのデータを更新することによって、30年間の推移の基本的方向を見定める。

いくつかの文献とは埋橋1997、2011、御船2002、埋橋・連合総研2010である。埋橋は1990年代初めから2010年までのほぼ20年間、日本を含む先進福祉国家の国際比較研究に従事し、その研究成果を2冊の単著にまとめた。ここでは当時の福祉国家の特徴を示す指標や図表がいくつか掲載されている。また、御船2002は、今日でも役立つような国際比較研究の鮮や



かな切り口を示す図表を掲載している。埋橋・連合総研 2010 は、日本のセーフティネットの重要な特徴を明らかにしたが、本稿ではその特

徴を国際比較データを用いて実証的に裏付けていく。

## 2. 福祉国家を取り巻く人口学的環境の変化

人口学的側面から 30 年の各国の変化を振り返るための第 1 の着眼点は、いわゆる人口ボーナス、人口オーナスに関わるものである。図 1 は総人口に占める生産年齢（15～64 歳）人口を示している。日本の人口ボーナス期は 1930-35 年ころに始まったが 1990-95 年には終了し、その後、人口オーナス期に入った（埋橋 2011、p.66）。それに対して韓国、香港、シンガポールなどの人口ボーナス期は 2015-20 年ころに終了する。

欧米、オーストラリアの諸国は、スペインを除いてこの 40 年間で生産年齢人口の割合が減りつつあるが、それほど大きな減り方ではない。それとは対照的に人口ボーナス期を 1990-95 年に終えた日本における生産年齢人口の割合の減少は 1995 年以降大幅なものになっている。日本と対照的なのは韓国で、2015 年までその割合が上昇している。図の 12 カ国を次の 3 つのグループに分けることができる。

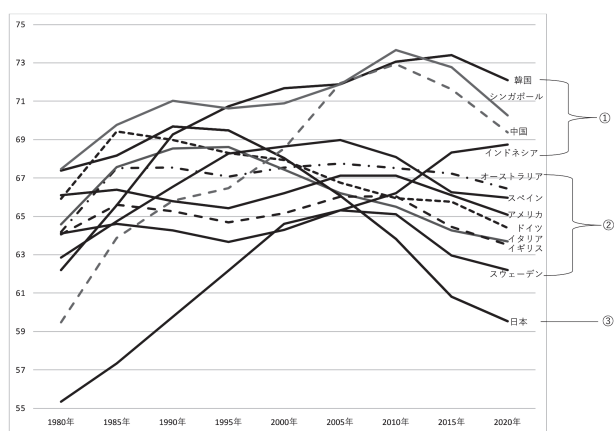


図 1 全人口に占める生産年齢人口の割合 (1980-2020 年)

出所) OECD Working age population (<https://data.oecd.org/pop/working-age-population.htm.2023.07.05>)

①韓国、シンガポール、中国：近年、生産年齢人口割合が若干低下しつつあるが（インドネシアは未だ上昇している）、2020 年段階で生産年齢人口割合が高い。

②オーストラリア、スペイン、ドイツ、イタリア、スウェーデン、イギリス、アメリカ：生産年齢人口割合はこの 40 年間でそれほど変化していない。

③日本：1990 年以降の低下幅が大きく、生産年齢人口割合は 2020 年で図の 12 カ国中一番低い。なお、日本の人口ボーナス期の最終局面である 1990 年の生産人口割合は、欧米諸国よりも高かった。それに比べて、かなり短い間に急激に低下したのである。

図 2 の右上がりのグラフは、高齢化の進展が年金給付や医療費を中心に社会支出の増加をもたらす重要な要因であることを示している。と

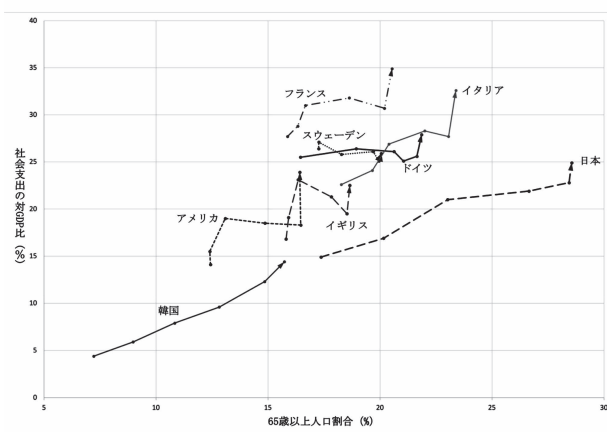


図 2 社会支出の対 GDP 比と 65 歳以上人口割合 (2000-2020 年)

出所) OECD Social Expenditure- Aggregated data ([https://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SOCX\\_AGG.2023.06.30](https://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SOCX_AGG.2023.06.30)) ; OECD Data Elderly population (<https://data.oecd.org/pop/elderly-population.htm.2023.06.30>)



りわけ韓国と日本は、20年間で、高齢化が著しく進展し、また、社会支出の割合の増加幅が大きい。スウェーデンとドイツの2カ国はどち

らの指標も大きな変化を示していない。イタリア、フランスでは、この間に、社会支出の割合がかなり増えている。

### 3. 失業率／社会支出の割合／分配の平等性

図3は、1970-1989年の期間について、失業率を縦軸に、GDPに占める社会支出の割合を横軸に設定した各国のポジションを示している（縦軸、横軸ともに1970年と1989年時の平均値をゼロに設定）（埋橋1997、p.175）。

1970年時点を振り返ってみると、次のような配置になっていた。

高失業率・低社会支出国（第Ⅱ象限）：アメリカ、カナダ

低失業率・低社会支出国（第Ⅲ象限）：イギリス、オーストラリア、日本

低失業率・高社会支出国（第Ⅳ象限）：スウェーデン、オーストリア

しかし、約20年後の1989年には、スウェーデンと日本を除いて多くの国の失業率は上昇し、第Ⅲ象限にとどまるのは日本だけになった。日本は「雇用・労働市場の良好なビヘイビアが社会保障＝国家福祉の機能を代替している」関係がみられ、埋橋（1997）はそれを「ワークフ

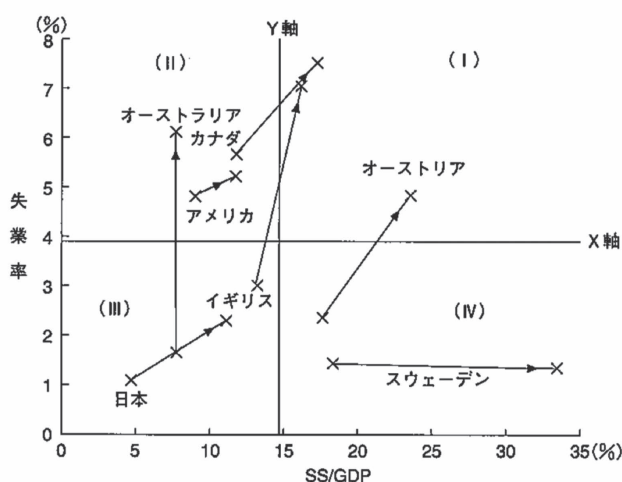


図3 失業率とGDPに占める社会支出の割合の変化（1970-1989年）

出所）埋橋（1997、p.175）

ェア国家としての日本」と名づけた（p.190）。

それでは、その後、各国の位置取りはどのように変化したのであろうか。図4は、より長期の変化（1990-2020年）を跡づけたものである。

多くの国が右方向へ動き、また、社会支出の割合が増えている（1990年時点でもっとも割合の高かったスウェーデンは例外で、社会支出の割合が微減している）。失業率に関しては1970年のようなかなり低い水準の国（スウェーデンと日本）は2020年にはなくなり、スペインを例外として大きな差はなくなっている。したがって、失業率と社会支出の割合という2つの指標からみて、平均への、また、図の第Ⅳ象限に向けての「収斂傾向」がみられる。

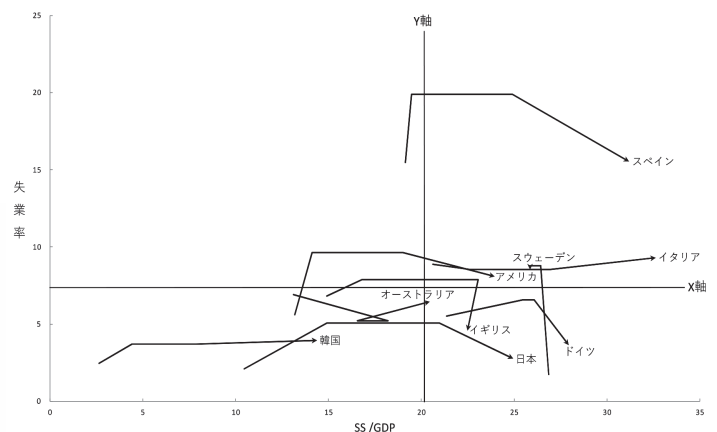


図4 失業率と社会支出／GDPの割合の変化（1990-2020年）

注）X軸、Y軸はそれぞれ9カ国の社会支出がGDPに占める割合および失業率の4つの年度（1990年、2000年、2010年、2020年）の平均値である。  
オーストラリアの2020年のSS/GDPは2019年、ドイツの1990年の失業率は1991年のデータである。

出所）OECD Social Expenditure-Aggregated data ([https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=SOEX\\_AGG&lang=en.2023.07.05](https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=SOEX_AGG&lang=en.2023.07.05))、OECD Unemployment rate (<https://data.oecd.org/unemp/unemployment-rate.htm.20230705>)

図5はジニ係数（値が小さいほど平等度が大きい）と社会支出の割合の関係を見たものである。福祉国家施策の中でも所得再分配政策は、ほぼすべての国で重視されている政策の一つである。

初期状態（当初市場所得分配）に対して税・社会保障給付を通じた政策介入が行われ、そのアウトプットは、ジニ係数などで測られる再分配（後）所得分配という関係が成り立つ（埋橋 2022b, p.13）。

図5を見る限り、北欧社会民主主義の国（社会支出の割合が大きく、所得平等度は高い）と英米などの自由主義タイプ（社会支出の割合が小さく、所得平等度は低い）とは、政策のアウトプットの観点から区別されるべきと考えられる。日本は両者の中間の位置にある（注1）。

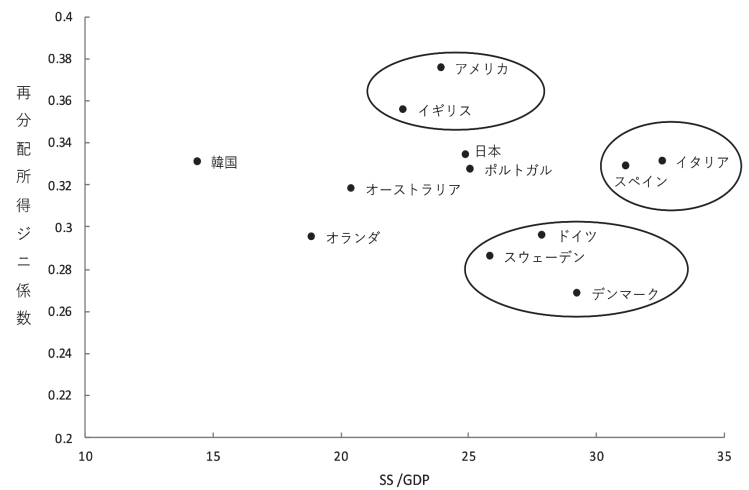


図5 再分配所得ジニ係数と社会支出／GDP比（2020年）

注) オーストラリアのSS/GDP比は2019年のデータである。アメリカの再分配所得ジニ係数のデータは、暫定値である。  
 出所) OECD Income Distribution Database (<https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=IDD&lang=en.2023.07.05>), OECD Social Expenditure-Aggregated data ([https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=SOCX\\_AGG&lang=en.2023.07.05](https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=SOCX_AGG&lang=en.2023.07.05))

#### 4. サービス支出の国際比較と日本における低水準な社会手当

図6は、OECDデータにおけるサービス支出／現金支出の割合の推移を示したものである。同比率が上昇している国は、イギリス、スウェーデン、アメリカ、日本、OECD全体平均であり、一方、低下しているのは韓国、あまり変化していないのはフランス、イタリアとなっている。日本は、2010年以降、同比率が上昇している。より注目したいのは、2019-20年時点でフランス、ドイツ、イタリアの3カ国の同比率が低位にとどまっていることである。集計方法が異なるので単純な比較はできないが、1990-1997年の変化を観察した御船（2002）では次のように述べられていた。

「エスピン-アンデルセンは、サービス支出の割合が相対的に小さいということは、サービスのニーズは家族が充足してくれるという考えの反映だという見解を提示している。・・・確かに1980年ころには、これらの国々（ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、引用者挿入）

はサービス支出の相対的割合が最も小さいグループを形成していたが、その後・・・したがって現在では『保守主義的福祉国家』であることとサービス支出の割合が相対的に小さいこととは必ずしも結びつかないといえる」（pp.148-149）。

しかし、観察時期を広げた図6からは、逆に、エスピン-アンデルセンの指摘が今なおあてはまることが判明する。つまり、エスピン-アンデルセンが保守主義的福祉国家と分類したドイツ、フランス、イタリアにおいてサービス支出の割合が低い。

次に、日本を含む9カ国で社会手当の内容と水準がどのようになっているかをOECDの資料から探り、日本の社会手当が国際的には低水準で劣位にあることを実証的に明らかにしたい。

日本のセーフティネットは1) 雇用（労働）のネット、2) 社会保険のネット、3) 公的扶

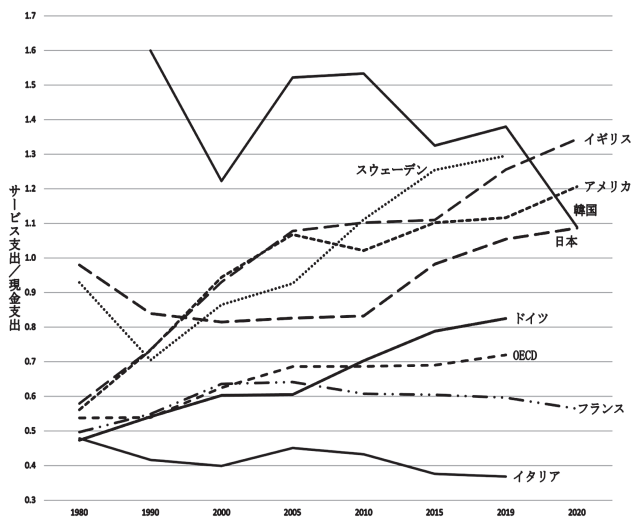


図6 サービス支出の現金支出に対する割合の推移

注) 韓国は1996年にOECDに加盟したが、OECDのデータベースでは1990年からの社会支出に関するデータが提示されている。

出所) OECD Social Expenditure- Aggregated data ([https://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SOCX\\_AGG](https://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SOCX_AGG) .2023.06.30)

助（生活保護）のネット、の3種類からなっている（湯浅2008）。セーフティネットとは、社会全体で個人のリスクを分散・軽減して生活を保障する制度のことである。現在の日本のセーフティネットの構造は図7の左側で示される。

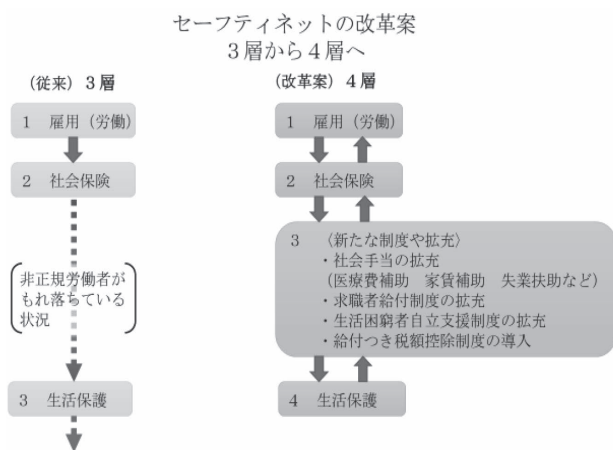


図7 セーフティネットの構造

出所) 埋橋・連合総研 (2010) p.13 を簡略化。

わが国では社会保障が基本的に社会保険方式で運営されており、いわゆる非正規労働者がその網からもれ落ちやすいという状況にある。そのことを踏まえ、社会保険制度という第2層セ

ーフティネットと、生活保護＝第3層のセーフティネットとの間の広すぎる隙間を、税を財源とする各種社会手当の充実で埋めていくことが必要である（図7の右側「(改革案) 4層」を参照のこと）。

日本では、ワーキングプアに代表される低所得層に対してもっとも所得の底上げを期待される「社会手当」の整備が遅れている。このことは、典型的には、日本で住宅給付（これは「家賃補助」の形をとることが多い）が存在しないことに表れている。OECD28カ国中21カ国でこうした住宅給付がなんらかの形で制度化されていることが注目される（埋橋・連合総研2010、p.156）。また、家族手当（日本の場合は児童手当）の水準は低く、給付される子どもの年齢が近年引き上げられたとはいえ未だ低い。

以下では、OECDの国際比較データ（OECD Expenditure Survey、36カ国のデータが含まれる）をもとに、主要9カ国での社会手当の内容と水準を検討する。社会手当とは、税を財源とするが生活保護ほど資産要件、所得要件が厳しくなく、支給対象がかなり広範囲におよぶもので、住宅手当（家賃補助の形をとることが多い）、家族手当（児童手当、ひとり親手当など）がその代表的なものである。

### 1) 家族関連社会支出

日本の家族関連社会支出(2019年1.7%)は、OECD平均(2.1%)と比較しても低いことがOECD社会支出統計から明らかになっている（表1）。同じように低いアメリカ、韓国では公的な家族手当が存在しないために保育・幼児教育などの現物サービスの割合が結果的に高くなっている。オーストラリア、イギリスでは家族手当の割合が高く、全体としての家族関連社会支出を押し上げている。スウェーデンは特に出産・親休暇手当の高さが他国と比べて際立っている。

	合計 (対GDP比)	現金給付			現物給付	
		合計	家族手当	出産・ 親休手当	合計	幼児教育・ 保育
オーストラリア	100(2.3)	59.1	53.7	5.2	40.9	27.4
ドイツ	100(2.4)	44.5	29.6	10.1	55.5	31
イタリア	100(1.4)	53.7	25.6	16.3	46.3	39.8
日本	100(1.7)	38	29.2	8.6	62	46.4
韓国	100(1.4)	23.4	17.5	5	76.7	66.5
スペイン	100(1.3)	42.6	22.8	17.4	57.4	37.2
スウェーデン	100(3.4)	37.7	16.9	19.3	62.2	45.7
イギリス	100(2.4)	59.8	52.8	5.5	40.2	21.7
アメリカ	100(0.6)	9.3	9.3	-	90.7	54.9

表1 家族関連社会支出（%、2019年）

出所）OECD Social Expenditure- Detailed data ([https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=SOCX\\_DET.2023.07.05](https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=SOCX_DET.2023.07.05))

## 2) 住宅関連社会支出

住宅関連社会支出全体を示した表2から、日本の住宅関連社会支出（2019年0.1%）はOECD平均（0.3%）と比べてかなり低くなっていることが判明する。

9カ国は基本的に以下の3つのパターンに分けられる。

- 1) オーストラリア、ドイツ、スウェーデン：住宅手当（オーストラリアの場合は家賃補助）の割合が高く、結果として住宅関

	合計 (対GDP比)	主要支出項目	
		家賃補助	公共住宅・ホームレス協定
オーストラリア	100(0.3)	家賃補助69.2	公共住宅・ホームレス協定23.1
ドイツ	100(0.5)	住宅手当(その他の家賃補助)79.0	-
イタリア	100(0.0)	住宅手当39.3	税額控除60.7
日本	100(0.1)	公的扶助98.3	公営住宅補助1.7
韓国	100(0.1)	公的扶助100	-
スペイン	100(0.1)	公的扶助(住宅、持家)45.8	公的扶助(住宅、賃貸)53.3
スウェーデン	100(0.4)	住宅手当100	-
イギリス	100(1.5)	社会住宅56.0	住宅手当(ミーンズテスト付き)24.2
アメリカ	100(0.3)	公的扶助100	-

表2 住宅関連社会支出（%、2019年）

注）主要支出項目を挙げているので、合計しても必ずしも100%にならない場合がある。

出所）OECD Social Expenditure- Detailed data ([https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=SOCX\\_DET.2023.07.05](https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=SOCX_DET.2023.07.05))

連社会支出の割合を押し上げている。

- 2) 日本、韓国、スペイン、アメリカ、イタリア：住宅手当の割合が低く、結果として住宅関連社会支出の割合が低くなっており、一方、イタリアを除いて、公的扶助の一つの部門である住宅扶助の割合が高くなっている。
- 3) イギリスは、社会住宅に関する支出が著しく多く、また、全体としての住宅関連支出が、9カ国中、際立って多い。

## 5. むすびに代えて

本稿は計9つの統計図表を順番に検討していくという形で論を進めてきた。最後に、その内容を要約し、また、日本に示唆する点や浮かび上がってくる含意などをまとめておきたい。

第1に、エスピン-アンデルセンの著作ではふれられていない人口学的環境の変化を国際比較的にみた。そうすることによって、日本やアジアの国々を含めて検討することが可能になる。というのも各国はそれぞれの人口学的背景から特定の社会政策の選択を迫られるからである。検討の結果、エスピン-アンデルセンが描き出したものとは、次のように、かなり様相を異にする景色が浮かび上がってきた。

生産年齢人口の割合と高齢化率の2つの指

標からみて（図1、図2）、とくに日本について言及すると、日本は社会的な意味での「後発性利益」を急速に喪失したことが明らかになった。社会的な意味での「後発性利益」とは「急速な経済的発展が旧来の人口・家族構造や社会的規範のもとで生じるギャップ」（埋橋1997、p.196）であるが、人口ボーナス期が終了し生産年齢人口割合が低下していくことは、それまで低かった「社会政策コスト」と「オーナス（負担）」の増加に直面することを意味する。日本の不幸な出来事は、偶然的要素があるものの、人口オーナス期を、「失われた10年」と呼ばれたような経済が沈滞した時期＝1990年代に迎えたことであった（埋橋2011、pp.66-67）。そ



れはさておき、「社会政策コスト」の増大が政策選択の余地を狭めていったのである。

第2に、失業率と社会支出の割合の4象限図(図4)では、1970-89年には明確であった各タイプの境界線が不鮮明になり、OECD主要国は平均への収斂傾向がみられるようになった。図4からは、スウェーデンはもはや「低失業率・高社会支出」という独自の位置にあるとはいえず、日本も「低失業率・低社会支出」、言い換えれば「ワークフェア国家」と位置づけることができない。エスピン-アンデルセン類型論が依拠する指標とは異なるが、失業率と社会支出という福祉国家の存立基盤に関わる2つの指標からみて、三つの世界の境界線は曖昧化・溶解したのではないだろうか。

ただし、福祉国家でも重要な政策の一翼を占める所得再分配政策のアウトプットや「成果(アウトカム)」からみると(図5)、エスピン-アンデルセンのいう社会民主主義タイプと自由主義タイプの違いは明確であり、「三つの世界」論が今なお有効であることが確認できる。

同様なことは、サービス支出/現金支出の割合からも見て取れる。つまり、エスピン-アンデルセンは、保守主義的福祉国家では家族によるケアサービスが根強く、公的サービス支出の

割合が低いことを指摘したが、この指摘は2020年段階でもあてはまることが明らかになった。

第3に、日本の場合、介護保険法の施行によってサービス支出の割合が高まったが、従来から、日本のセーフティネットの問題点として第2層の社会保険と第3層の生活保護の間の間隔が広く、その狭間を埋める社会手当の必要性が強調されてきた。本稿でのOECDの社会支出の検討によって、社会手当の2大構成要素である家族関連社会支出と住宅関連社会支出の2つが国際比較的にみて低位にあることが明らかになった。

本稿の「はじめに」で述べたように、「三つの世界」のその後の変化を明らかにするためにはエスピン-アンデルセンの方法に依拠しつつ更新されたデータを分析するのが本筋である。しかし、それができないので、①エスピン-アンデルセンが考慮しなかった人口学的背景、②福祉国家の根幹に関わる社会支出の大きさと所得再分配機能、③社会支出の内訳、の3点に注目した。検討の結果、エスピン-アンデルセンの「三つの世界」のいくつかは修正されるべきであるが、いくつかは2020年時点でも当てはまるということになった。他の視点からの検証作業もありえるので、それを含めた研究の進展を期待したい。

## 参考文献

埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較－日本モデルの位置づけと展望』日本評論社

埋橋孝文(2011)『福祉政策の国際動向と日本の選択－ポスト『三つの世界』論』法律文化社

埋橋孝文(2020)編著『どうする日本の福祉政策』ミネルヴァ書房

埋橋孝文(2022a)編著『福祉政策研究入門 政策指標化と指標－第1巻 少子高齢化のなかの福祉政策』明石書店

埋橋孝文(2022b)編著『福祉政策研究入門 政策指標化と指標－第2巻 格差と不利/困難のなかの福祉政策』明石書店

埋橋孝文・連合総合生活開発研究所(2010)『参加と連帯のセーフティネット－人間らしい品格ある社会への提言』ミネルヴァ書房

御船洋（2002）「財政構造改革と社会保障支出」  
齊藤・山本・一圓編『福祉財政論－福祉政策  
の課題と将来構想』第5章、有斐閣

エスピン-アンデルセン、岡沢憲美・宮本太郎  
監訳（2001）『福祉資本主義の三つの世界－  
比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房

湯浅誠（2008）『反貧困－「すべり台社会」か  
らの脱出』岩波新書

OECD Social Expenditure- Detailed data

---

注釈

1) GDP に占める社会支出の割合と再分配所得ジニ係数には相関関係はない。しかし、社会支出と再分配率の間には正の相関関係がある（OECD40 ャ国で相関係数 0.77、2020 年）。



## 介護サービスの質の評価をめぐる政策の課題

帝塚山大学教育学部こども教育学科 教授 石田 慎二

### はじめに

社会福祉サービス分野においては、1980年代後半から先駆的なし実験的なサービス評価の取り組みが行われてきた。1989年の全国社会福祉施設経営協会が発表した『社会福祉施設運営指針』が、評価そのものではないものの、措置制度の下での社会福祉サービスの質の確保のための指針を示したという点で端緒となり、その後、1993年に特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価事業、1996年からは在宅福祉サービス評価事業が実験的な国の補助事業として開始された（冷水 2005：55-56）。

2000年以降、社会福祉サービスの質の評価に対する社会的要請が高まり、さらに施策が展開されていく。介護サービス分野では、第三者評価制度や介護サービス情報公表制度、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence：LIFE）などが実施されている。

社会福祉サービスの質の評価としては、保健医療分野でドナベディアンが提唱した「構造」（structure）、「過程」（process）、「結果」（outcome）という3つの評価次元が定着している（神部 2007：3）。先行研究をみると、「構造」「過程」を中心に取り上げたものが多いが<sup>1)</sup>、近年「結果」に焦点を当てた研究が行われるようになってきている。

たとえば、神部・島村・岡田（2002）は「結果」としてサービス満足度を取り上げ、特別養護老人ホームの利用者の満足度に影響を及ぼす要因

を明らかにしている。田中（2008）は、デイサービスにおける利用者の満足度に影響する要因を検討している。しかしながら、利用者満足度は利用者の主観的な評価であるため、同じ介護サービスを行っている場合でも満足しているかどうかは利用者の感覚によって異なってくる。したがって、介護サービスの質の評価において利用者満足度をどのように位置づけていくかについてはさらなる検討が必要とされている。

一方、島内ら（2002）は、アメリカで開発された在宅ケアの結果を中心に据えたサービスの質の評価ツール OASIS-OBQI（The Outcomes Assessment Information Set-The Outcomes Based Quality Improvement）の枠組みを用いて、日本版ツールの開発と運用システムを考案している。医療経済研究機構（2005）は、アメリカのナーシングホームの質評価のシステムの日本への導入の可能性と今後の課題について検討している。いずれも利用者一人ひとりの心身の状態の変化を評価し、その積み重ねで施設・事業所のケアの質を評価している。

このように先行研究においては「結果」に焦点を当てた研究が重ねられてきているが、その成果が介護サービスの政策の評価基準に反映されているわけではない。本稿では、第三者評価制度、介護サービス情報公表制度、科学的介護情報システムの評価基準についてドナベディアンが提唱した「構造」「過程」「結果」の3つの評価次元から検討したうえで、その課題について考察する。

## 1. 第三者評価制度

日本における社会福祉サービスの質の政策評価としては福祉サービス第三者評価制度が挙げられる。第三者評価制度は、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受ける仕組みで、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の各分野で実施されている。第三者評価については、実施が義務づけられている認知症共同生活介護、社会的養護施設以外は受審率が低いなど多くの課題が指摘されているが（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 2015、2016、2018、2019、2021、全国社会福祉協議会 2022）、ここでは、第三者評価の評価項目について焦点を当てて検討していく。

介護サービスについては、サービス種別にかかわらず共通項目である「共通評価基準」が45項目、高齢者施設・サービス（特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）を評価対象にした「内容評価基準（高齢者福祉サービス版）」が20項目作成されている。それぞれの評価基準の具体的な評価項目をみると、共通評価基準の項目は「構造」、内容評価基準の項目は「過程」から構成されている。

しかし、その評価基準については見直しの必要性が指摘されており、また現在の「a・b・c」の判断基準についてもより適切な判断水準のあり方に関する検討の必要性が指摘されている（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 2021：151）。さらに、「福祉サービス第三者評

価事業の評価基準が、都道府県によって取り扱いが異なり、全国統一の仕組みとなっていないため、客観的比較が成り立たない」（全国社会福祉協議会 2022：8）との指摘もある。

一方、「結果」の評価項目については、共通評価基準、内容評価基準には含まれていない。第三者評価では「結果」の評価として、アンケートや聞き取り面接などによる利用者調査が行われている。利用者調査に基づき利用者本人の声を公開することは利用者の権利擁護の視点からも検討が必要と指摘されており（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 2019：435）、「利用者調査項目モデル（案）」の提案も行われている（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 2021）。

しかしながら、利用者評価は利用者の主観的な評価であるため、同じ介護サービスを提供していても満足しているかどうかは利用者の感覚によって異なってくる。つまり、利用者のサービスに対する期待度が高ければ介護サービスの質が高くても利用者評価は低くなる場合があり、逆に期待度が低ければ介護サービスの質が低くても利用者評価は高くなる場合がある。

したがって、利用者評価は、第三者評価の目的の一つである「利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること」に関しては有効な情報となり得るかもしれないが、利用者評価によって介護サービスの質を客観的に評価することは難しいと考えられる。

## 2. 介護サービス情報公表制度

介護サービス情報公表制度は、介護サービス事業者が、介護サービスの内容および介護サービスを提供する事業所・施設の運営状況に関する情報であって、利用者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため

の情報を報告し、都道府県がその内容を公表する制度で、2006年度から施行されている。

介護サービス情報公表制度自体は、介護サービスの質を評価することを目的としたものではないが、「構造」に関する情報が公表されてお



り、これらを事業所・施設ごとに比較することで介護サービスの「構造」の質の評価が可能となる。金谷（2022）は、介護サービス情報公表制度で公表されている情報を用いて、訪問介護、認知症共同生活介護（グループホーム）の介護サービスの質をサービス提供主体間で比較している。

このように介護サービス情報公表制度で公表されている情報を活かして介護サービスの「構造」の側面からサービスの質を評価していくことは有効な手段と考えられる。今後、この情報を活用した研究がさらに推進されていくことが

期待される。

しかしその一方で、介護サービス情報公表制度で得られる情報は「構造」に関する情報に限られ、それ以外の「過程」「結果」に関する情報はほとんど得ることができない。これらの情報を活用して研究を進めていく際には、金谷が指摘しているように「公表されているデータのなかから利用可能な変数を探索し加工して分析を行うため、その結果には一定の限界がある」（金谷 2022：155-156）ことを認識したうえで、より妥当性の高い方法を検討していくことが求められる<sup>2)</sup>。

### 3. 科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence:LIFE)

科学的介護情報システム（以下「LIFE」とする。）は、介護サービス利用者の状態や、介護施設・事業所で行っているケアの計画・内容などを一定の様式で入力すると、インターネットを通じて厚生労働省へ送信され、入力内容が分析されて、当該施設等にフィードバックされる情報システムである。介護施設・事業所においてPDCAサイクルを回すために活用するためのツールとして2021年度より運用が開始されている。

LIFEにより収集・蓄積したデータは、フィードバック情報としての活用に加えて、施策の効果や課題等の把握、見直しのための分析にも活用され、LIFEにデータが蓄積し、分析が進むことにより、エビデンスに基づいた質の高い介護の実施につながることを期待されている。

LIFEでは、サービスの実施状況などの「過程」と、利用者の心身の状況の変化などの「結果」に関する情報を関連づけてフィードバックされるが、各介護施設・事業所では、フィードバックされるデータを適切に解釈する必要がある。また、単にリハビリを週に1回している、週に2回しているといった「過程」の評価ではリハビリのプログラムや職員の具体的な支援内容の評価がなされず、介護サービスの「過程」の評価が回数や時間数に矮小化されることが危惧される。三菱総合研究所（2023）がフィードバックに含まれる情報を解釈する際の考え方を示したマニュアルを作成するなど、LIFEの活用をサポートしていく取り組みがなされているが、介護サービスの質の向上に向けてさらなる取り組みが期待される。

### 4. 介護サービスの質の評価の政策課題

本稿では、第三者評価制度、介護サービス情報公表制度、科学的介護情報システムの評価基準についてドナベディアンが提唱した「構造」

「過程」「結果」の3つの評価次元から検討してきたが、最後に今後の介護サービスの質の評価の政策課題について考察する。

第1は、評価項目・評価基準の妥当性である。第三者評価制度などで評価項目・評価基準を示すということは政策的に質の高いサービスとはこういうものであるということを提示することであり、この項目・基準が曖昧だと介護サービスの質の改善を誤った方向に誘導する危険性がある。第三者評価制度の評価項目・評価基準は定期的に見直しも行われているが、今後さらに妥当性の高い項目・基準を検討していくことが求められる。

第2は、「構造」「過程」「結果」の関係性の検証である。第1で示した評価項目・評価基準の妥当性を検証していくためには「構造」「過程」が「結果」にどのように影響しているのかを明らかにする必要がある。

サルツァーら（Salzer, et al 1997: 301）は「構造」と「過程」は「結果」と関連していると述べている。つまり、「構造」と「過程」での評価が良好であれば、「結果」の評価も良好である可能性が高いということである（岡田 1999: 36）。このような関係性が第三者評価制度などの評価項目においても成立しているのかについてあらためて検証していくことが求められる。

第3は、介護サービスの質の「結果」の指

標をどのように検証するかということである。LIFEでは介護サービスの「結果」について利用者一人ひとりの心身の状態の変化で評価しており、利用者に直接提供されている介護サービスの質の「結果」を指標としている。これは、島内ら（2002）、医療経済研究機構（2005）などの先行研究でも同様であるが、介護サービスの利用者の特性を考えると、このような視点のみで「結果」を捉えることには疑問が生じる。つまり、寝たきりなどの心身の状態の改善が期待できない利用者へのサービス提供の「結果」をどのように捉えるかということである。

一方、第三者評価制度、介護サービス情報公表制度では、ほとんどが介護サービスの質の「構造」の指標であり、一部「過程」の指標として捉えられることができる項目があるのみで「結果」の指標がないのが現状である。前述したように第三者評価では「結果」の評価として利用者評価が注目されているが、利用者評価によって介護サービスの質を客観的に評価することは難しいと考えられる。もちろんこれは利用者評価の重要性を否定するものではなく、利用者評価以外にも「結果」の指標を検討していくことが必要ということである。

## おわりに

近年、介護サービスの質の評価に関する政策が推進されており、とくにLIFEについては2021年度の介護報酬改定によりLIFEへのデータ提出を要件とした「科学的介護推進体制加算」などが設けられたことにより、介護施設・事業所のインセンティブが高まっている<sup>3)</sup>。

一方、第三者評価制度については受審率が低い状態が続いており、制度の目的である①サービスの質の向上、②サービス選択のための情報提供のいずれにも寄与し得ていない状況にある。本稿の目的は第三者評価制度の受審率を上げていく方策を検討することではないが、評価

項目・評価基準の妥当性が高まることで受審率の向上に寄与することが期待できる。

また、介護サービスの質といったときに利用者に直接提供するケアの質を指すのか、介護施設・事業所の運営の質を指すのかを明確にする必要がある。LIFEは前者の考え方、第三者評価制度、介護サービス情報公表制度は後者の考え方に基づいていると考えられるが、このような点を明確にして介護サービスの質の評価を議論していくことも求められる。

## 参考文献

- 福祉医療機構 (2021) 「2021 年度 (令和 3 年度) 介護報酬改定に関するアンケート調査 (前編)」 [https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/211117\\_No007.pdf](https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/211117_No007.pdf) 2023.9.30
- 医療経済研究機構 (2005) 『介護保険施設におけるケアの質評価指標に関する調査報告書』
- 神部智司 (2007) 「高齢者福祉サービスの利用者満足度評価に関する実証的研究の動向」『生活科学研究誌』(大阪市立大学) 6、151-162。
- 神部智司・島村直子・岡田進一 (2002) 「施設入所高齢者のサービス満足度に関する研究」『社会福祉学』43 (1)、201-209。
- 厚生労働省 (2018) 『福祉サービス第三者評価事業の改善における利用者選択情報のあり方に関する調査研究』
- 三菱総合研究所 (2023) 「科学的介護情報システム (LIFE) におけるフィードバックの活用に関する調査研究事業」 [https://pubjtmri.co.jp/pjt\\_related/roujinhoken/index.html](https://pubjtmri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/index.html) 2023.9.29
- 永田千鶴 (2009) 『グループホームにおける認知症高齢者ケアと質の探求』ミネルヴァ書房。
- 野口晴子 (2015) 「訪問介護事業所の経営主体による差異に関する一考察」加藤久和・財務省財務総合政策研究所編著『超高齢社会の介護制度』中央経済社、141-154。
- 清水谷論・野口晴子 (2004) 『介護・保育サービス市場の経済分析』東洋経済新報社。
- 冷水豊 (2005) 「高齢者保健福祉サービス評価研究の動向と課題」『老年社会科学』27 (1)、55-63。
- 金谷信子 (2022) 『介護サービスと市場原理』大阪大学出版会。
- 岡田進一 (1999) 「ケアサービスの質のとりえ方とサービス評価の考え方」『トータルケアマネジメント』4 (3)、33-37。
- Salzer, M. S., Nixon, C. T., Schut, L. J., and Karver, M. S., Bickman, L. (1997) Validating quality indicators. Quality as relationship between structure, process, and outcome, *Evaluation Review*, 21 (3), 292-309.
- 島内節、友安直子、内田陽子編 (2002) 『在宅ケアアウトカム評価と質改善の方法』医学書院。
- 島内節編著 (2018) 『現場で使える在宅ケアのアウトカム評価－ケアの質を高めるために』ミネルヴァ書房。
- 田中昌美 (2008) 「デイサービスにおける利用者の満足度に影響する要因の検討」『介護福祉学』15 (1)、22-30。
- 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 (2015) 『福祉サービス第三者評価における受審促進に関する調査研究事業報告書』 [http://www.dai3ren.org/doc/2014\\_report.pdf](http://www.dai3ren.org/doc/2014_report.pdf) 2023.8.15
- 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 (2016) 『福祉サービス第三者評価における改善提案に関する調査研究事業報告書』 [http://www.dai3ren.org/doc/2015\\_report.pdf](http://www.dai3ren.org/doc/2015_report.pdf) 2023.8.15

全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会  
(2018)『利用者のサービス選択に資する福祉サービス第三者評価のあり方に関する調査研究報告書』[http://www.dai3ren.org/doc/2017\\_report\\_servicesselection.pdf](http://www.dai3ren.org/doc/2017_report_servicesselection.pdf)  
2023.8.15

全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会  
(2019)『福祉サービス第三者評価事業における利用者選択情報のあり方に関する調査研究報告書』[http://www.dai3ren.org/doc/2018\\_report\\_servicesselection.pdf](http://www.dai3ren.org/doc/2018_report_servicesselection.pdf)  
2023.8.15

全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会  
(2021)『福祉サービスの第三者評価のあり方に関する調査研究事業』[http://www.dai3ren.org/doc/2020\\_report\\_servicesselection.pdf](http://www.dai3ren.org/doc/2020_report_servicesselection.pdf)  
2023.8.15

全国社会福祉協議会 (2022)『福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて～福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書～』[https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/shakyo/shitsu\\_kojo/2203daisansha.pdf](https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/shakyo/shitsu_kojo/2203daisansha.pdf)  
2023.8.15

---

#### 注釈

- 1) 介護サービスの質の「構造」を中心に上げた研究としては、清水谷・野口 (2004)、野口 (2015)、金谷 (2022)、「過程」を中心に上げた研究としては永田 (2009) などがある。
- 2) 金谷 (2022) は、「過程」の情報として介護報酬加算割合、「結果」の情報として利用者・退所率、介護職員・退職者率を使用して分析を行っている。
- 3) 福祉医療機構 (2021) によると、LIFE の利用状況は「利用申請予定」までを含むと、特養で 88.2%、通所介護で 78.1%、科学的介護推進体制加算の算定状況は「算定予定」までを含むと、特養で 70.6%、通所介護が 57.9%となっている。



# 福祉サービス供給主体間における「サービスの質」の相違に関する研究 —訪問介護事業の実態分析を通して—

同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程  
大阪公立大学都市科学・防災研究センター客員研究員 孫 琳

## 1. はじめに

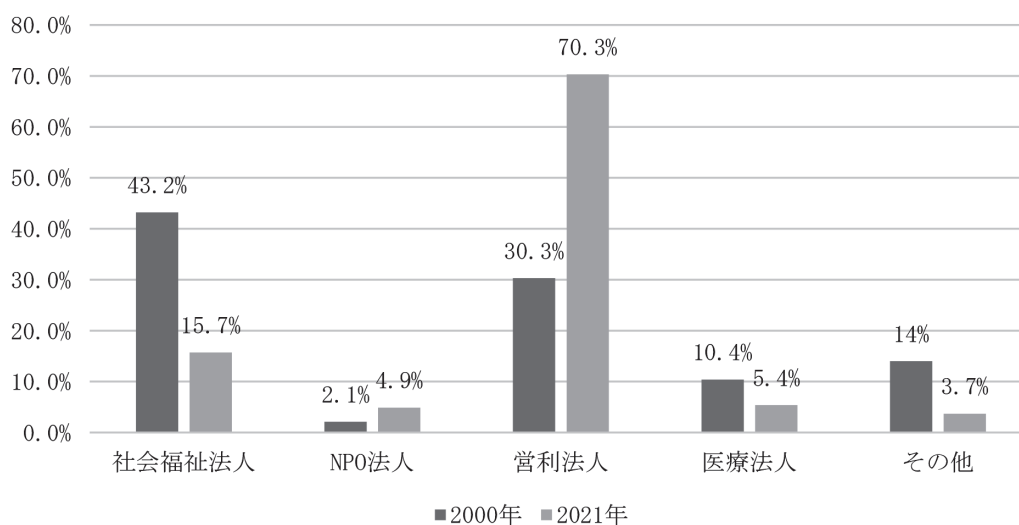
2000年からスタートした介護保険制度により、介護サービスの利用形態は「措置」から「契約」に移行し、社会福祉法人以外に、NPO法人や営利法人などの事業参入も認められるようになった。図1に示しているように、介護保険制度が始まった2000年に比べると、訪問介護においては、2021年時点の営利法人の割合が70.3%に上り、社会福祉法人の割合が半分以下までに減少した。しかし、異なる法人格をもつ福祉サービス供給主体の差異に関する検討が十分になされていない（金谷2016）。

介護保険制度は、多様な供給主体が提供するサービスの中から利用者が自ら選択して利用す

る仕組みとなり、こうした利用者による選択を通じて、サービス全体の質の向上が期待されている。そして、契約制度下における利用者保護という観点から、事業者の特性、サービスの特徴や質を比較できる情報、信頼できる情報が必要であり、同時に、事業者も自らのサービスの質や事業運営上・経営上の課題を客観的に把握し、事業の改善や利用者主体となるサービスの質の向上に取り組むことが重要であると指摘されている（城戸2007:58）。

社会福祉の分野において、サービスの「質」を向上する必要性は、1970年代に既に認識されていたが、社会福祉政策の見直しを迫られ

図1：訪問介護における供給主体別事業所の構成割合



注1) 「その他」には地方公共団体、社団・財団法人、協同組合などを含む。  
注2) 「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。  
出所) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」の結果より、筆者作成。

た低経済成長時代を経て、1989年の高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略のように、まずはサービスの量的拡大に力点が置かれた。その後、サービスの量的整備にある程度の目安がついたところで、サービスの「質」の向上が今後の課題として取り上げられるに至った（永田2000:141）。

厚生労働省が公表した「介護サービス施設・事業所調査」の結果によると、2021年10月1日時点で、訪問介護事業所の事業所数は3万5612所であり、通所介護が2万4428事業所、訪問看護ステーションが1万3554事業所となっている。また、介護保険予防サービス事業所数は12万所近くにのぼったことも明らかになっている。以上の数値から見ると、2023年度の在宅介護サービスの見込み量である391万人（厚生労働省2021）に対して、一定程度のサービスの供給量が確保されているとも言えよう。

その一方で、2000年代前後から介護サービスをはじめとする福祉サービスの質が重要視され、「サービスの質」の定義や捉え方（永田2000；井口2013など）、「サービスの質」への評価または供給主体間における「サービスの質」の相違などに関する議論が多くなされてき

た（鈴木2002；金谷2018など）。

そこで、本稿では、まず、高齢者分野における「サービスの質」の向上に関する政策動向を整理した上で、「サービスの質」をめぐる政策的背景を明らかにする。次に、社会福祉分野における「サービスの質」に関する先行研究をレビューした上で、これまで検討されてきた「サービスの質」の定義や捉え方などについて整理する。最後に、訪問介護事業を分析対象とし、社会福祉法人、NPO法人、医療法人、営利法人の間における「サービスの質」の相違を実証的に明らかにする。

本稿では、居宅サービスである訪問介護を分析対象とする。その理由に関しては、以下2点のように考えている。1点目は、介護サービスの市場化の進行とともに、訪問介護においては、NPO法人や営利法人などによる新規参入が最も進んでいるからである。2点目は、在宅ケアを支える仕組みとして登場した介護保険制度では、訪問介護サービスが制度の要として位置づけられ（藤原2001:112）、身体介護や生活援助を行うことによって、高齢者の自宅での生活をトータルに支えているサービスであるという点である。

## 2. 「サービスの質」をめぐる政策動向

上述したように、1970年代に、「サービスの質」の向上の必要性は、既に認識された。1972年、中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会による「『老人ホームのあり方』に関する中間意見」が公表され、老人ホームの「量的確保を図ることは勿論、さらに今後の年金水準の改善等による老人の生活水準の向上、および一般国民の住居水準の向上や老人のプライバシー意識の尊重等将来を予想してその質的改良を図ることが必要である」とまとめられていた。

その後、急増しつつある介護ニーズに対応するため、「ゴールドプラン」（1989年）や「新

ゴールドプラン」（1995年）が策定・実施され、高齢者分野におけるサービスの量的整備がなされてきた。介護サービスの量的整備が行われた一方で、高齢者分野における「サービスの質」も重要視されるようになった。

1993年、「特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価事業の実施について」の通知が厚生省（現、厚生労働省）老人保健福祉局により出され、冒頭では、「…特別養護老人ホーム及び老人保健施設については、高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略に基づき、計画的に整備を行うと同時に、より一層のサービスの質の確保、向

上が課題となっている」と述べられ、「サービスの質」の確保と向上の重要性が強調された。この通知を受けて、国の補助事業としての「特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価事業」が始まった。その目的は、「自己決定」、「残存能力の活用」、「サービスの継続性」を基本理念として、入所者（利用者）の希望に沿った質の高いサービス提供に向けて、施設自らが行うサービス水準の向上を支援することである。

また、1980年代ごろから、在宅福祉サービスの整備も積極的に行われ、特養や老健などの高齢者施設だけではなく、在宅福祉サービスにおける「質」も重要視されてきた。その中で、1996年に「在宅福祉サービス評価の実施について」の通知が出され、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスについては、計画的に（量的）整備を行うと同時に、より一層のサービスの質の確保、向上が課題となるため、サービス実施主体及び運営主体自らがサービスの質の向上を図る観点から、「在宅福祉サービス評価事業」を実施することとなった。在宅福祉サービス評価事業は、利用者のニーズに合った適切なサービスの確保や質の高いサービス提供に向けて、事業の実施主体自らが行う在宅福祉サービスの水準の向上、効率化、適正化に向けた取組を支援することを目的とする。

それ以外に、「サービスの質」を高めることを目的とする評価事業としては、福祉サービスの第三者評価事業や認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の外部評価などが挙げられる。

1998年の社会福祉基礎構造改革の中間報告では、改革の基本的方向の一つとして「信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上」が挙げられ、福祉サービスの第三者評価事業は、この提言を受けて、具体的に検討されるようになった。同年11月に、厚生省（現、厚生労働省）では「福祉サービスの質に関する検討会」が設置され、福祉サービスにおける第三者評価のあり方について、以後2年半にわたって検討を続

けていた。検討の結果、2001年3月に、『福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書』としてとりまとめられ、同年5月にはその報告内容を受けた「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」が通知として発出され、福祉サービスの第三者評価事業が本格的に開始されるようになった。

第三者評価事業は、個々の事業者が最低基準等を遵守した上で、さらに自らが提供する福祉サービスの質の向上のために自主的な取組を行うことを支援することで、福祉サービスの多様化を促し、利用者のサービスの選択を実質的に担保するという考え方を基本としている。

一方で、法律の制定や改正などにおいても、「サービスの質」に関する規定も含まれている。2000年の社会福祉法では、社会福祉事業者に対する「質」の自己評価の努力義務に加え、国の援助措置努力義務規定（法78条第1項、及び第2項）が盛り込まれた。また、同年に実施された介護保険法においても、指定居宅サービス事業、居宅介護支援事業や介護保険施設については、「質」の自己評価に関する努力義務規定（法73条、80条、87条、96条、109条）が置かれた。その後、2006年の改正により、創設された地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）については、自ら提供するサービスの自己評価及び外部評価が指定基準により義務付けられている。グループホームの外部評価に関しては、グループホーム事業者自らがサービスの現状を多角的に分析して、改善すべき点を発見し、質を高めるための契機とするために評価を行うこと（自己評価）や同様の項目について、外部の第三者による客観的な観点から、より精度の高い評価（第三者評価）を行うことが強く求められている。

以上のように、高齢者分野における「サービスの質」をめぐる政策的な動きを整理し、「サービスの質」またはその確保・向上の重要性を確認できた。2000年から、社会福祉法や介護



保険法の制定・改正により、福祉サービス供給主体に対する「質」の自己評価の努力義務や、外部評価の義務化がなされたが、それ以前から、利用者の立場に立ち、事業の実施主体であるサービス供給主体が自ら「サービスの質」の確保

と向上に向けた取り組みが行われていたことが明らかになった。しかしながら、以上のような政策・制度においては、「サービスの質」に関する定義付けが行われていないことも明白である。

### 3.「サービスの質」の捉え方

介護などの福祉サービスは、人間同士のふれあいのことでもあるため、その定義があいまいになりがちであり、「『サービスの質』を測る絶対的な定義が存在しない」(Donabedian 1992;Marquis 2002 など)と指摘されているように、「サービスの質」に関しては、定義付けをすることが難しい。

その中で、永田(2000:143)は、福祉サービスにおけるケアの質を「ケアを提供する場の構造・設備や職員配置といった環境のもとで、援助者が対象者と援助関係を構築しながら、専門的な知識・技術をもって提供したケアのあり方である」と定義している。また、Megivernら(2007:118)はソーシャルワークの視点から、福祉サービスの質を「実践の倫理規範と利用可能な最善の知識に合致した方法でサービスを提供し、クライアントに影響を与えた介入の効果の度合い」と定義している。さらに、鶴沼憲晴(2001:173)は、「目的適合性」と「目的遂行過程快適性」の視点から、福祉サービスの質の意味を、「最低限度の生活保障および個人の尊厳の保持という基底的目的、個々の福祉サービスの特徴に即した具体的目的、提供者・利用者双方にて合意形成された付加目的、それぞれへの適合性とそれら目的の遂行過程における利用者の快適性・満足感」と定義している。簡単に整理すると、福祉サービスの質には、福祉サービスの基本理念に基づいていること、利用者のニーズを満たしていること、専門職による判断がなされていることの3つの条件が含まれている(福間・原口 2008)。

また、「サービスの質」を捉える際に、ドナベディアン・モデルがよく用いられている。ドナベディアン・モデルは、ストラクチャー(構造)、プロセス(過程)、アウトカム(結果)の3つの側面から「サービスの質」を捉えている(Donabedian 1966=2005)。ここでの「ストラクチャー」とは、施設や機器などの整備状況や労働者の状況を示し、居室の広さや職員の配置などといった施設等の外形的基準や、提供者の専門的な知識及び技術まで含まれる。また、「プロセス」とはサービスを提供する手順であり、実際の・直接的なサービスの提供行為や援助者と対象者の相互関係をいう。そして、「アウトカム」とは、利用者の状態の改善やサービスに対する満足度などを示す(永田 2000;金谷 2017)。

本来、介護などの福祉サービスの提供においては、利用者の立場に立つことが必要不可欠であるため、「サービスの質」を捉える際に、サービスを利用している当事者の意思がもっとも尊重・反映されるべきであり、利用者本位のサービス提供の実現に向けて、利用者の評価主体として明確に位置付けられる必要があると指摘されている(小笠原 2002;神部ら 2002)。そのため、利用者の状態の改善や満足度などを示す「アウトカム」から「サービスの質」を捉えることが重要であるが、介護サービス利用者の多くには認知機能の低下がみられるため、当事者(利用者)を評価主体とすることは容易ではなく(上野 2011;伊藤・近藤 2012)、「アウトカム」の側面から「サービスの質」を客観的に捉えることが難しい。



一方で、施設などの整備状況や従業者の状況などを示す「ストラクチャー」は、事業所の形態や設備、分業・協業体制、延いてはそれらを規定する施設基準や人員配置基準、資格のあり方などに関わり、サービスの保障に関する制度・政策により規定されており、福祉サービスという最終生産物のあり方を左右している（井口2013:22）。そして、援助過程を示す「プロセス」

は、実際のサービス提供と直接に関わり、具体的な援助活動やサービスの提供過程における援助関係を示している。つまり、「ストラクチャー」や「プロセス」の側面から、「サービスの質」をより客観的に捉えることが可能である。

したがって、本稿では、「ストラクチャー」および「プロセス」に焦点を当てて、「サービスの質」を捉えることにした。

## 4. 「サービスの質」に関する実証的な検討

### 4-1. 利用データおよび分析方法

分析する際に、厚生労働省「介護サービス情報公表システム」に掲載されている訪問介護事業所の個票データ（2022年6月末時点）を用いている。その中で、供給主体別の層化抽出法により、全国3万4472事業所（「令和3年介護サービス施設・事業所調査」によると、2021年の訪問介護事業所数は、3万5612事業所である）から345事業所（全数の100分の1）を無作為に抽出し、分析を行なった。ここでは、「社会福祉法人」「NPO法人」「営利法人」「医療法人」「その他」の5つのグループに分けた上で、それぞれ乱数表を用いて、標本を無作為に抽出した。

分析方法に関しては、福祉サービス供給主体の法人格によって、訪問介護サービスの質に差があるかどうかを明らかにするため、F検定（一元配置分散分析）を行った。

また、指標を設定する際に、「介護サービス情報公表システム」に公表されている情報を参考にし、「ストラクチャー」と「プロセス」の2つの側面から6つの指標を設定した。具体的には、①「運営状況（点数）」、②「訪問介護員等の中、常勤の割合（％）」、③「介護福祉士資格を有する訪問介護員等の割合（％）」、④「1人あたり1ヶ月の身体介護利用時間」、⑤「1人あたり1ヶ月の生活援助利用時間」、⑥「通院等乗降介助の提供回数」の6つである。その中で、①②③は「ストラクチャー」に含まれ、④⑤⑥は直接的な援助活動に関わるため、「プロセス」に分類できる。

### 4-2. 分析結果

F検定を行った結果、②「訪問介護員等の中、常勤の割合（％）」（ $P=0.002$ ）と③「介護福祉士資格を有する訪問介護員等の割合（％）」

表1 ②「訪問介護員等の中、常勤の割合（％）」に関する記述統計

	度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
					下限	上限		
社会福祉法人	49	45.5062	29.15087	4.16441	37.1331	53.8794	7.69	100.00
NPO法人	15	40.9689	30.21889	7.80248	24.2343	57.7036	10.00	100.00
営利法人	250	34.3906	22.75422	1.43910	31.5562	37.2249	.00	100.00
医療法人	18	48.5939	29.67561	6.99461	33.8366	63.3512	4.55	100.00
その他	13	24.1215	18.00898	4.99479	13.2388	35.0043	3.70	66.67
合計	345	36.6094	24.78773	1.33453	33.9846	39.2343	.00	100.00

( $P < 0.001$ ) においては、法人格によって、平均値に有意差があることが明らかになった(表1、表2)。

具体的な数値を見ると、②「訪問介護員等の中、常勤の割合(%)」の平均値は、医療法人(48.5939%)>社会福祉法人(45.5062%)>NPO法人(40.9689%)>営利法人(34.3906%)>その他(24.1215%)となり、③「介護福祉士資格を有する訪問介護員等の割合(%)」の平均値は、医療法人(61.8333%)>社会福祉法人(61.8262%)

>NPO法人(54.5913%)>その他(49.1123%)>営利法人(45.4083%)となっている。つまり、訪問介護員等の中、常勤の割合や有資格(介護福祉士)者の割合に着目すれば、医療法人の割合は最も高いことが明確になり、社会福祉法人やNPO法人、営利法人よりもサービスの質が高いと言えるであろう。

また、他の指標に関しては、表3で示しているように、福祉サービス供給主体の法人格によって、①「運営状況(点数)」( $P = 0.301$ )、

表2 ③「介護福祉士資格を有する訪問介護員等の割合(%)」に関する記述統計

	度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
					下限	上限		
社会福祉法人	49	61.8262	22.10188	3.15741	55.4778	68.1746	.00	100.00
NPO法人	15	54.5913	24.05131	6.21002	41.2721	67.9105	15.38	100.00
営利法人	250	45.4083	23.17785	1.46590	42.5211	48.2954	.00	100.00
医療法人	18	61.8333	22.29002	5.25381	50.7488	72.9179	37.50	100.00
その他	13	49.1123	19.64866	5.44956	37.2387	60.9859	22.22	88.89
合計	345	49.1359	23.69285	1.27558	46.6270	51.6448	.00	100.00

表3 分散分析の結果

		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
①運営状況(点数)	グループ間	127.924	4	31.981	1.222	.301
	グループ内	8901.398	340	26.181		
	合計	9029.322	344			
②訪問介護員等の中、常勤の割合(%)	グループ間	10007.040	4	2501.760	4.224	.002
	グループ内	201357.351	340	592.228		
	合計	211364.392	344			
③介護福祉士資格を有する訪問介護員等の割合(%)	グループ間	14713.474	4	3678.368	7.011	<.001
	グループ内	178391.336	340	524.680		
	合計	193104.810	344			
④一人当たり1ヶ月の身体介護利用時間	グループ間	6457.844	4	1614.461	.414	.799
	グループ内	1326603.149	340	3901.774		
	合計	1333060.993	344			
⑤一人当たり1ヶ月の生活援助利用時間	グループ間	2628.671	4	657.168	.118	.976
	グループ内	1893780.042	340	5569.941		
	合計	1896408.713	344			
⑥通院等乗降介助の提供回数	グループ間	10266.504	4	2566.626	.410	.801
	グループ内	2126855.449	340	6255.457		
	合計	2137121.954	344			

④「一人当たり1ヶ月の身体介護利用時間」(P=0.799)、⑤「一人当たり1ヶ月の生活援助利用時間」(P=0.976)、⑥「通院等乗降介助の提供回数」(P=0.801)の平均値に有意差がない

という結果になっている。つまり、これらの4つの側面から見ると、供給主体の法人格の違いによるサービスの質の差異はないことが明らかになった。

## 5. おわりに

本稿では、既存データを用いて、「ストラクチャー」および「プロセス」から6つの指標を設けた上で、訪問介護における供給主体間の「サービスの質」の相違について実証的に検討した。ここでは、以下の2点から、これまでの先行研究への補足という本稿の意義について述べていきたい。

1点目は、既存データを用いた実証分析であること。介護サービスの質評価の実施を困難とする理由の一つに、評価するためのデータをどう収集するかという課題があると指摘されている(伊藤ら 2016:58-59)。これまでの先行研究を見ると、サービスの質への評価または供給主体間におけるサービスの質の相違を検討する際には、多くの場合、アンケート調査が実施されてきたが、全国範囲でのアンケート調査が難しく、その信頼性や妥当性を確保するために手間をかけなければならない。一方で、既存のデータを用いる場合、評価のための新たなデータを収集する必要がなく、全事業所を評価対象とすることも可能となる。これから「サービスの質」を評価する際に、既存データの有効活用が期待できるであろう。

2点目は、福祉サービス供給主体をより具体的にグルーピングしたこと。これまでの研究においては、営利性の有無によって「営利事業者」と「非営利事業者」の2グループに分けた上で、供給主体間のサービスの質の相違が検討されてきた。その中で、営利事業者のサービスの質は、非営利事業者と比較してむしろ高い可能性があるという実証研究がある(鈴木 2002 など)。一方で、指標の設定、対象となる介護保険事業や

用いたデータなどによって、サービスの質については非営利事業者の方が高い傾向にあるといった先行研究も見られている。ところが、「非営利事業者」の中でも社会福祉法人、NPO法人、医療法人などに分類することが可能であり、それぞれ異なる性格や特性を持っている。そのため、営利性の有無だけではなく、同じく非営利性のある供給主体間のサービスの質の相違についても検討する必要があると考えられる。

しかしながら、本稿を含め、これまでの先行研究においても、「サービスの質」を捉える際に、ストラクチャー(構造)、プロセス(過程)、アウトカム(結果)の3つの側面の関係性を論じたものがないことに目を向ける必要がある。ドナベディアン(2003:47)が指摘しているように、「ストラクチャー、プロセス、アウトカムは質の属性ではない。それらは、我々が得られる情報の種類にすぎず、それらに基づいて我々は質の良し悪しを推論」し、「質の推論は、前提となる3つのアプローチ全体の関係性なしに行い得ない。ストラクチャーがプロセスに影響し、プロセスがアウトカムに影響する」。つまり、「サービスの質」はストラクチャー、プロセス、アウトカム相互の関係性から総合的に把握されるべきであり、全体として質の良否が考えられるべきである。この点を今後の研究の方向性として、最後に提示しておきたい。

## 参考文献

- Donabedian, A. (1992) The Role of Outcomes in Quality Assessment and Assurance, *QBB*, 18, 356-360
- Donabedian, A. (1966=2005) Evaluating the Quality of Medical Care, *The Milbank Memorial Fund Quarterly*, 44 (3), 166-206
- Donabedian, A. (2003) An Introduction to Quality Assurance in Health Care, Oxford University Press
- 福岡隆康・原口恭彦 (2008) 「福祉サービスの質の構成要素の検討：高齢者福祉施設を対象とした質的調査から」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』(6), 1-16
- 井口克郎 (2013) 「介護の質の把握と改善のための基本視角：介護サービスと労働や介護保障制度の関係性に着目して」『日本医療経済学会会報』30 (1), 1-27
- 伊藤美智予・近藤克則 (2012) 「ケアの質評価の到達点と課題－特別養護老人ホームにおける評価を中心に－(特集ケアの質評価の動向と課題)」『季刊社会保障研究』48 (2), 120-132
- 伊藤美智予・近藤克則・中村裕子 (2016) 「要介護認定データから作成したケアの質評価指標の妥当性の検証：ブラインドスタディによる特別養護老人ホームへの訪問調査を通して」『社会福祉学』57 (1), 58-70
- 金谷信子 (2016) 「準市場・訪問介護サービスにおける非営利・営利事業者の行動比較」『老年社会科学』38 (3), 297-307
- 金谷信子 (2017) 「準市場における非営利・営利事業者のサービスの質と経営戦略的行動：介護保険グループホームの場合」『広島国際研究』23, 43-60
- 金谷信子 (2018) 「介護保険サービス市場における経営主体別事業者のパフォーマンス」『ノンプロフィット・レビュー』18 (1), 1-13
- 神部智司・島村直子・岡田進一 (2002) 「施設入所高齢者のサービス満足度に関する研究－領域別満足度と総合的満足度との関連」『社会福祉学』43 (1), 201-210
- 城戸裕子 (2007) 「介護老人福祉施設で働く専門職の連携の意識：福祉サービス第三者評価を通して」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』2, 57-65
- 厚生労働省 (2021) 「第8期介護保険事業計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について」
- 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2c.html> 2023.2.15)
- Marquis, R. (2002) Quality in Aged Care ; A Question of Relational Ethics, *Australian Journal of Aging*, 21, 25-29
- Megivern, DM et al. (2007) Quality of Care : Expanding the Social Work Dialogue, *Social Work*, 52 (2), 115-124
- 永田千鶴 (2000) 「その人らしさを尊重したケアの実践」『総合科学』7 (1), 139-157
- 小笠原祐次編著 (2002) 『介護老人福祉施設の生活援助－利用者本位の「アセスメント」「ケアプラン」「サービス評価』』 ミネルヴァ書房
- 鈴木亘 (2002) 「非営利訪問介護業者は有利か？」『社会保障研究』38 (1), 74-88
- 上野千鶴子 (2011) 『ケアの社会学：当事者主権の福祉社会へ』 太田出版
- 鶴沼憲晴 (2001) 「『福祉サービスの質』の向上に向けて：質の規定因子構造および第三者評価事業の課題」『社会福祉研究』80, 172-178



# 第55回共同調査 (2022年参議院議員選挙 組合員政治意識調査)の報告

国際経済労働研究所 労働政治研究事業部

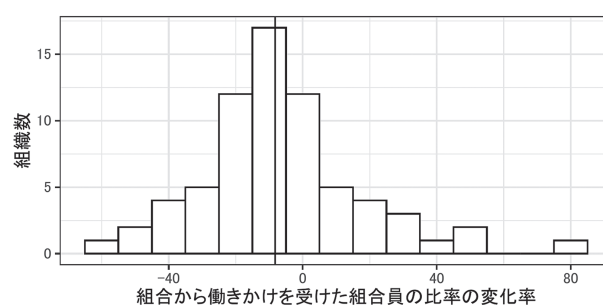
## 1. はじめに——組合員調査から何を読み取るか？

当研究所では、2022年に実施された第26回参議院議員通常選挙の後、全国の労働組合員の協力のもと、第55回共同調査（組合員政治意識調査。以下、本調査）を実施した。本稿は、同調査の結果について概略を報告した上で、そこから得られる含意と今後の共同調査の展望について論じるものである。

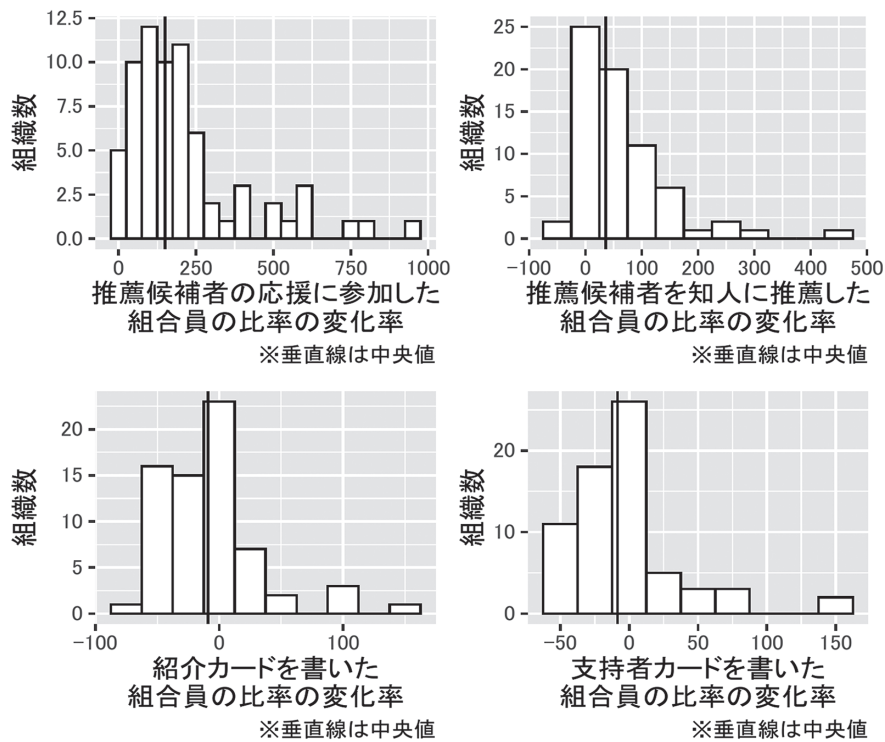
周知のとおり、今回の参議院選挙は新型コロナウイルスの感染状況が収束しないなかで実施され、各陣営は移動や対人的な接触の制約という悪条件（少なくともこれまでの選挙運動を前提とするかぎり）への対応に頭を悩ませつつも、ソーシャルメディアの活用をはじめとする新たなスタイルの選挙運動に乗り出す動きも見られた。労働組合による選挙運動も例外ではなく、実際に本調査では、「選挙に際して労働組合から働きかけを受けた」という組合員の比率が2019年参院選に比較して下がった組織が半数を大きく上回った（組織データ1。データの概要については補遺を参照のこと）。組合から働きかけを受けるかどうかは、組合の推薦候補者の認知度を大きく左右するので、結果として、投票した組合員のなかで推薦候補者ないし政党に投票したという回答の比率は、5ポイント下降した。その一方で、「支持者カードを書いた」などの回答の減少から選挙運動への参加の減少がうかがわれるにもかかわらず、「推薦候補者の応援に参

加した」と回答した組合員の比率はほとんどの組織で2019年参院選を上回っており（組織データ2）、オンラインでの候補者との接触（動画視聴など）やシェアといった行為を通じて「応援に参加した」という実感をもつ組合員が増えた可能性が示唆された。

しかしながら、こうした単純集計の結果だけをもって、今回の選挙を「コロナ禍への対応に迫られた選挙」として総括するだけでは、労働調査運動として十分でない。本調査のような組合員調査が「労働運動」としての意義をもつのは、それが調査に協力した組合員だけでなく、すべての働く者のアドボカシーにつながる何かを物語るときである。報告書に掲載した本調査の結果は多岐にわたるが、紙幅が限られている本稿ではそれらの結果を漫然と並べるのではなく、上記の観点から注目すべきと思われるいくつかの結果を絞り込んで報告することとしたい。



組織データ1



組織データ 2

## 2. 労働組合との接点を失ったのは誰か？

前節で述べた観点からまず注目されるのは、選挙運動が全体としてコロナ禍の影響を受けたとしても、その影響は雇用形態間で均質ではないという可能性である。コロナ禍が及ぼした影響の大きさが雇用形態によって異なることは、複数の調査においてすでに指摘されている。たとえば、内閣府「満足度・生活の質に関する調査報告書 2023」では、雇用形態別に生活満足度の平均値を時点間比較した結果から、「非正規雇用が正規雇用と比して、コロナ禍の影響を大きく受けたことが伺える」としている (p.5)。また、「全国就業実態パネル調査」を使った麦山亮太と小松恭子の分析によれば、非正社員は正社員に比べてテレワークが適用される確率が低かった（「テレワーク制度適用の企業規模・雇用形態間格差の要因」『日本労働研究雑誌』65巻5号）。

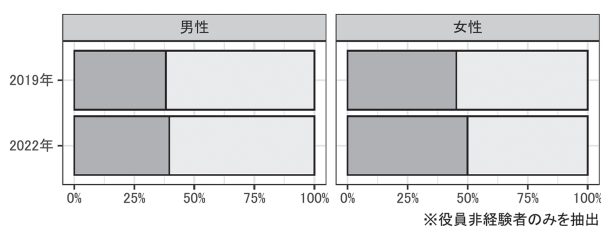
この観点から、前節で言及した「組合から働きかけを受けた組合員の減少」を再分析してみよう。共同調査データには雇用形態の情報は含

まれないが（これは本調査の設計における特定のバイアスの存在を示すもので、今後解決すべき課題である）、よく知られている「女性労働力率のM字カーブ」を考えれば、ジェンダーや年齢の情報を用いることで間接的に雇用形態の影響を推し量ることは可能である。そこでジェンダーおよび年齢層によって層化し、組合から働きかけを受けた組合員の比率が2019年参院選からどう変化したかを確認すると、**個人データ1、2**のとおりであった。ジェンダー別に見ると、男性では労働組合から働きかけを「受けた」という回答の比率がほぼ変化していない一方で、男性に比べて非正規雇用の比率が高い女性では働きかけを「受けた」という回答が減少している。年齢層別に見ると、20代や30代ではほとんど変化が見られず、非正規雇用につく女性が増える40代や50代以上において相対的に大きな減少が見られる。

このように、「コロナ禍によって組合員とのコミュニケーションが難しくなった」といって

労働組合の関係者から働きかけを受けましたか

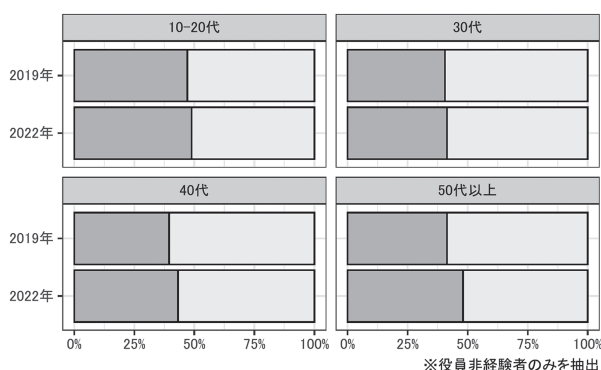
□ 受けなかった □ 受けた



個人データ 1

労働組合の関係者から働きかけを受けましたか

□ 受けなかった □ 受けた



個人データ 2

も、その影響は非正社員という特定の層に偏っていたことがわかる。また、このような偏りは、単に「テレワークの増加」によって説明することはできない。先に参照した麦山・小松の分析によれば、正社員よりも非正社員がテレワークを適用されづらい要因の一つは、非正社員のほうがテレワークを適用しづらい業務についているからである。つまり、テレワークの増加が主因であるならば、本調査の結果とは逆に、その影響はむしろ正社員に顕著に現れるはずなのである。それゆえ、本調査の結果はむしろ、もともと雇用形態間に存在した組合とのつながりの強弱が、コロナ禍による組合活動の縮小によってさらに顕在化したものと解釈すべきであろう。さらに、雇用形態による組合とのつながりの濃淡という問題が、推薦候補者を擁立していた組織に限ったものではないとすれば、本節で確認された結果は、アフターコロナの組合活動全般に関して、非正社員へのアプローチの回復、およびさらなる包摂の必要性を示唆するものともいえよう。

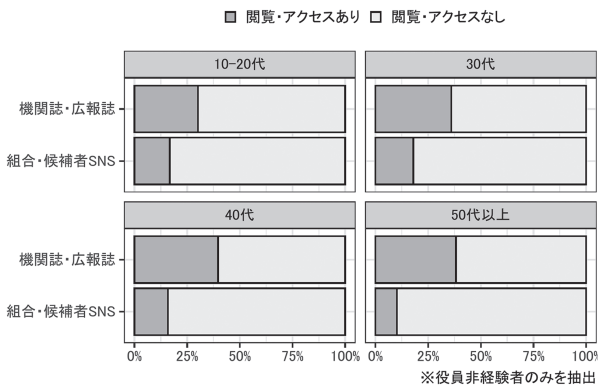
### 3. ソーシャルメディアは誰の参加の機会を増やしたのか？

前節では、コロナ禍において、とくに非正社員に偏る形で、組合活動との接点の希薄化が生じていた可能性が指摘された。他方、今回の選挙においてとくに注目されたソーシャルメディアを利用した選挙運動は、まさにそのような接点の希薄化を補うものとして期待される側面があった。それでは、実際のところソーシャルメディアの利用は、誰にとって運動への参加の機会を開いたのだろうか。

ここでまず確認しておきたいのは、ソーシャルメディアが若年層へのアプローチに有効であるという考えにはかなり留保が必要だという点である。今回の選挙期間中に、労働組合ないし推薦候補者のウェブサイトもしくはSNSにアクセスしたという回答は、相対的に見ればた

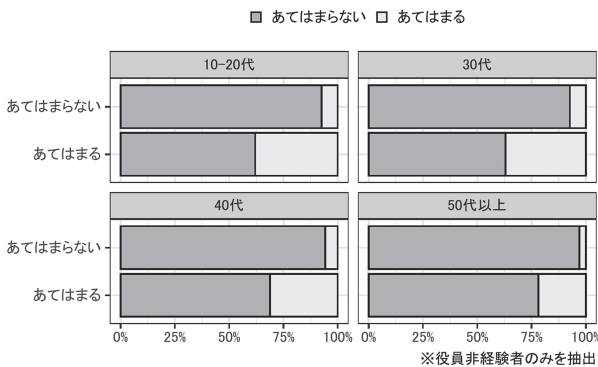
しかに若年層のほうが多い。しかし、もっとも若い20代の組合員でも、その回答は20%にも満たず、むしろ単組や産別、連合の機関誌や広報誌を読んだという回答のほうが多いのである(個人データ3)。また、機関誌・広報誌の閲覧と、ウェブサイトないしSNSへのアクセスとの関連を見ると(個人データ4)、どの年齢層でも、機関誌・広報誌を読んでいなかった組合員はほとんどウェブサイトやSNSにもアクセスしていないし、ウェブサイトやSNSにアクセスしている組合員は多くが機関誌・広報誌も読んでいる。このことは、SNSという新しいメディアが取り入れられたとしても、それを積極的に利用するのは結局のところ従来型のメディアをよく使っていた高関心層である、ということ

選挙に関連してのメディアへのアクセス



個人データ 3

組合/推薦候補者のサイト/SNSにアクセスした  
縦軸: 機関誌・広報誌で選挙に関することを読んだ

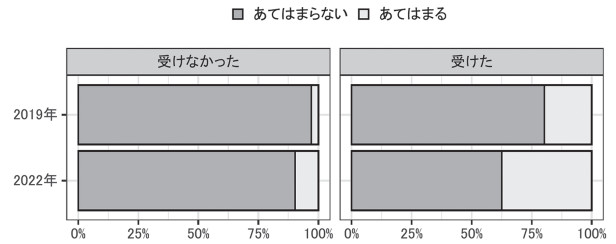


個人データ 4

示唆する。

以上の確認を踏まえて、ソーシャルメディアの利用がどのような層の組合員にとって参加を増やす窓口になったのかを検討しよう。第1節で触れたように、本調査を2019年参院選と比較すると、「支持者カードを書いた」など選挙運動との関わりを示す項目の多くで「あった」「あてはまる」などの回答が減少している一方で、「推薦候補者の応援に参加した」という回答はほとんどの組織で増加しており、このことから、オンラインでの候補者との接触（動画視聴など）やシェアといった行為が一定の範囲で広がった可能性が示唆された。では、具体的にどのような組合員がその機会を利用したのか。組合から働きかけを受けたかどうかによって層化し、2019年参院選とのあいだで「推薦候補者の応援に参加した」の比率を比較すると、「応

組合が推す候補者の応援に参加した  
組合からの働きかけの有無別



個人データ 5

援に参加した」という回答が伸びているのは働きかけを受けた組合員においてである、ということが分かる（個人データ5）。働きかけを受けなかった組合員は、もともと応援に参加していた比率がきわめて低いため、2019年からの変化率で見ると大きいだが、その点を考慮しても、働きかけを受けた組合員との差は縮まっていない。この結果から示唆されるのは、ソーシャルメディアは働きかけを受けてすでに推薦候補者のことを認知していたような組合員にとって、さらに情報を取得したり応援に加わったりするような機会にはなった一方で、もともと組合とのつながりが薄い組合員にたいして参加の間口を広げるような機会にはあまりならなかった、ということである。

前節で言及した調査結果と併せて見ると、コロナ禍における選挙は、組合員のあいだに存在する組合との関わりを濃淡をより鮮明にしたといえる。すなわち、コロナ禍にあっても組合からのアプローチが届きやすいような相対的なコア層は、ソーシャルメディアという新たな参加の機会も得て、より活動に関わりやすくなった一方で、もともと組合とのつながりが薄い層は、関わりがこれまでと変わらなかったか、より希薄になった。前節と同様に、この傾向もまた推薦候補者を擁立していた組織に限ったものではないと考えるのが妥当であろう。日頃の活動においても、ソーシャルメディアは一部の組合員の声を従来よりもよく届かせる経路にはなり得るが、その経路が誰に開かれているのかをつねに注視する必要がある。



## 4. おわりに

以上、第55回共同調査の結果からごく一部を取り上げて報告してきた。第1節で強調したように、今回の選挙はコロナ禍のなかで実施された選挙として、ある意味で「特別な選挙」と見られがちだが、それゆえにこそ、たんに平均値の経年変化を見て「コロナ禍への対応に迫られた選挙」として総括するだけでは、重要なことを見逃すおそれがある。本稿では、コロナ禍による負の影響とされるものが、実際には特定の層の組合員に偏っていたこと、またその負の影響をカバーしうる新たなスタイルの選挙運動を活用していたのは、むしろその影響を相対的に受けにくい層であったこと、をそれぞれ示唆する調査結果を概観してきた。

各節の末尾で述べたように、ここまでに確認されたような事態は選挙のときだけに生じるものではないはずである。次の選挙に向けての下地づくりのためだけでなく、「すべての働く者」

のための運動を推進するためにも、現在の運動が（選挙に関わる局面だけでなく普段から）誰の声を包摂できずにいるのかという問いにつねに向き合う必要があることを、本調査の結果は示唆している（本稿では雇用形態を強調しているが、雇用形態はジェンダーや年齢と強く関連するので、結局のところこれはジェンダーや年齢層に関わる問題でもある）。本調査は、組織内議員を擁立する組織の選挙運動の振り返りを第一義的な目的とするものではあるが、そこからより広く労働運動に関わる知見を引き出してこそ、調査が「運動」になり得るものと考えている。本稿がそのことにわずかなりとも成功していることを願う。

最後に、本調査の設計や実施にあたられた参加組織の担当者の皆様、貴重な時間を割いて回答に協力して下さった組合員の皆様に、この場を借りて深謝申し上げる。

## 5. 補遺——調査とデータの概要

本調査の設計は、参加組織によって開始のタイミングは異なるが、もっとも早い組織では2021年7月頃から開始した。

調査内容に関しては、まず当事業部でこれまでの共同調査の結果を再分析することにより、質問項目を精査した。たとえば、組合員が選挙に関する情報を得たメディアとして、これまでは「組合のウェブサイト」と「組合のSNS」を分けて尋ねていたが、調査結果からはこれらのメディアの利用にはかなり強い相関が確認された。この結果は、当該のトピックに関心があればメディアが何であっても情報には接触しやすく、関心がなければメディアの種類に関わらず情報には接触しづらい、というように理論的に考えても妥当な結果なので、これらの点を踏

まえて1つの質問項目に統合した。その一方で、参加組織の問題意識にもとづいて追加された項目もある。具体的には、組合の政治研修会への参加状況や、職場で政治について学ぶ機会にたいする関心を尋ねる項目である。全体としては、第53回共同調査（2019年参院選）に比べて質問項目数は2割程度の削減となり、有効性を保ちつつ回答の負担を軽減することができた。

配布計画に関しては、全数調査やランダム・サンプリングによる標本調査を実施する組織もある一方で、無作為抽出が困難な組織もあるため、後者に関しては、年齢や雇用形態の構成が当該組織全体の構成と大きくズレないように配布する（いわゆる割当抽出法）、組合役員に偏って配布しないよう依頼するなど、配布段階で

の偏りを防ぐためのガイドラインを作成・共有するように努めた。

実査は、第26回参議院議員通常選挙の投開票日直後、2022年7月中旬から、調査全体としては10月中旬まで（参加組織によって配布開始のタイミングに若干のズレがあったため、回収時期にも幅がある）のあいだに、各参加組織にて調査票ないしウェブ回答画面のURLやQRコードを配布・回収するかたちで実施された。結果として、本調査全体では、UAセンセン（全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟）、JP労組（日本郵政グループ労働組合）、自動車総連（全日本自動車産業労働組合総連合会）、日教組（日本教職員組合）、電力総連（全国電力関連産業労働組合総連合）に加盟する、全国約170の組合から、合計109,870件の有効回答を得た。第53回共同調査（2019年参院選）では、全国140の組合から82,232の回答を得たことと比べると、本調査では調査協力者の数も多様性も増したと考えてよさそうである。

本稿で使用するデータには2つのタイプがある。まず「個人データ」と表記しているのは、個々の調査協力者の回答を集計したものである。ただし、ここでは上記の109,870件をそのまま使用しているのではなく、参加組織間の組織規模の比に合致するように各参加組織の回答数を調整したデータを使用している。たとえば、組織Aと組織Bの組合員数がそれぞれ100万人と200万人である一方、それぞれから回収された回答が2,000件（組織Aの組合員数の0.2%）と1,000件（組織Bの0.05%）であった場合、これらを単に統合した3,000件のデータでは、回収率が相対的に高い組織Aの傾向が過大に

反映されてしまう。そこで、回収率が低い組織Bに合わせて、組織Aからの回答2,000件から500件（組合員数100万人の0.05%に相当）をランダムに抽出し、これと組織Bの1,000件を統合する。同様の処理を本調査のデータに適用すると、31,557件の回答からなるデータが得られる。このデータが「個人データ」である。なお、第53回共同調査（2019年参院選）の同様の処理がなされたデータと比較すると、調査協力者に占める組合役員経験者の比率は第53回で29.8%、本調査で28.7%と、差がなかった。調査協力者の年齢構成は、50代以上の比率が高くなることで他の年齢層の比率が押し下げられていたが、労働人口全体として高齢化が進んでいることを考えれば自然な変化だと考えられる。

もう一つのデータは「組織データ」と表記しているもので、参加組織ごとの平均値である。組織データの算出にあたっては、「本調査において報告書を作成した組織」を基準としている。たとえば、一つの組合でも支部ごとに報告書を作成した場合は支部単位、複数の組合が参加していても労連全体で一つの報告書を作成した場合は労連単位で、組織データの値が算出されているということである。なお、組織データで観察できる傾向と、個人データで観察できる傾向とは論理的に独立なので、注意されたい。たとえば、「投票の働きかけを受けた組合員が多い組織ほど、推薦候補者への投票率が高い」という組織レベルの傾向から、「働きかけを受けた個人ほど、推薦候補者に投票する確率が高い」という個人レベルの傾向を導き出すのは論理的な誤り（生態学的誤謬と呼ばれる）である。

## 三島由紀夫が書かなかった「近江絹糸争議」の謎に迫る

【第40回】 東京・名古屋

武庫川女子大学 経営学部  
教授 本田 一成

・・・夜当番だって同じこと。池田山寮(男子寮五反田)と目黒寮(女子寮で半分が社長宅)と2つあり、朝は皆に御飯を食べさせ、みんなが出勤した後にはお掃除をし、みんなが帰る頃にお風呂を沸かしておく。目黒寮は女子の夕食を作らねばならないし、池田山寮は、男性のシーツや寝まきなどの洗濯もせねばならない。その上、両方の寮はとても広く、お掃除に一苦労する。これではまるで女中同様である。

なぜ賄婦をやとってくれないのか。私たちは事務上のお仕事をする社員ではないのか、社長は女子が寮生活中に家事を修得すれば、いつ結婚しても役に立つ、といっている。私は、社の方針を私が1人で反対しても無駄なことだし、みんながやっていることを私だっでできないことはないだろうというふうを考えて、当番が廻ってきた時がんばった。(佐橋登美子(東京営業所支部OG)「女中社員の記」、オーミケンシ労組『解放への叫び』)

## 1. 東京営業所と名古屋営業所

これまでもっぱら大阪本社と各工場における争議の推移を追跡してきたが、最後に東京と名古屋に設置されていた2つの営業所に注目する。ただし、工場の争議に比べて営業所の争議は資料が乏しいため、不明点が多く粗い内容にならざるを得ない。

営業所の職場の特性としては、大多数が現場で生産に従事する工場とは異なり、少人数の営業職と事務職で構成されている。このため、上下の人間関係は

緊密であり、争議に突入すると、それが直接に反映される。すなわち、労組を結成すること自体が困難であるし、結成後も工場流の争議戦術の多くは通用しない。

さらに、上司部下の関係を覆した活動には、組合員の心理的圧迫がともなう。争議期間には営業所支部だけでは争議活動は難事であるため、全織同盟の指導や工場支部からの支援が欠かせず、実際に他支部の役員たちが常駐していた。

東京営業所は、もともと東京出張所であり、1946年10月に東京都港区南佐久間町(現西新橋)に開設された。出張所は1947年に中央区銀座3丁目に移転した後に東京営業所となり、1952年に中央区銀座5丁目に移転した。

なお、近江絹糸は1949年2月に、本社を本拠地である彦根市から大阪市に移転させている。もともと大阪市東区北浜2丁目にあった大阪支店にいったん本社を置いてから、同年5月になると、東区瓦町3丁目にあった協和銀行瓦町支店を買収して本社を移転した。

一方、名古屋営業所は、1951年11月、愛知県名古屋市中央区桜町の相互ビル7階に開設された。なお、同年6月には彦根工場の映画会集団圧死事件が発生している。

両営業所の労組の結成は、大阪の蜂起から約1か月遅れて6月下旬となった。名古屋営業所労組が6月25日、東京営業所労組が6月28日に結成された。

## 2. 1954年6月

6月11日:

6月11日、海外出張中であった社長夏川嘉久次と夏川浩が帰国した。羽田空港へ到着後、全織同盟から逃げるように目黒寮に引き上げた後に行方をくらました。これを受けて全織同盟は、東京営業所に押しかけて、代表者へ決議文を手交した。

6月25日:

15:30、名古屋営業所の労働者11人が、会社側には争議解決への誠意が認められない、として労組を結成して全織同盟に加盟した。阿久沢光が支部長に就任した。

その後22項目の要求項目を本社へ送付した。これに対して会社側は、組合員へ名古屋営業所から立ち退きを要求し、営業所の閉鎖を示唆した。

6月26日:

名古屋営業所では、第二組合が、6月24日から主任代理兼会計責任者である非組合員の平野三木夫が組合員の五島敏子を連れだま行方不明であると両人の捜索願を警察署へ届けた。

平野は組合員全員の給料関係書類を持ち出していた。また五島は出張先の大阪支店から労組加入のために戻ったところであったため、第二組合は会社側の悪質な嫌がらせと労組切り崩しであると判断した。

この日、第二組合は名古屋駅前、一宮駅前、熱田神宮前などで街頭宣伝と資金カンパを行った。

6月27日:

12:00過ぎ、行方不明であった平野三木夫が名古屋営業所に現れ、本社からの命令で行方をくらましていたことを謝罪した。また、五島敏子は、平野とは関係なく、実家からの電報で大垣市に帰省して休んでいたことが判明した。

6月28日:

東京営業所では、この日の夜に労働者約20人で職

場大会を開いて組合長を野崎修平とする労組を結成し、ベースアップ、寮の民主化などを要求することを決めた。

ところが、第二組合と第三組合のいずれか明確な態度を打ち出さないことに不満が出た。このため、田所光夫らが労組の態度を決する会議を開き、労働者29人のうち9人が加入する労組が結成された。その後、全織同盟への加盟で意見が分かれたが、無記名投票を経て全織同盟加盟を決めた。これで近江絹糸労組の全事業所で第二組合が結成された。

この件で、夏川社長から田所へ電話連絡が入り、思いとどまるよう説得されたが、拒絶したため叱責された。

6月29日:

東京営業所では、田所光夫ら第二組合員が会社の寮を出て全織同盟の洗足寮に移った後、ストライキに入った。第二組合は、洗足寮に争議団本部を置いた。

夜、第二組合はベースアップ、寮の民主化などを要求することを決めた。

## 3. 1954年7月

7月1日:

東京営業所では、第二組合員が17人となり過半数を超えた。これを見た会社側が東京営業所を閉鎖し、第二組合員を締め出した。労組は改めて結成大会を開いて田所を東京営業所支部長に選任した。

7月3日:

東京営業所では、団交が開かれたが決裂したため、第二組合がストライキに入った。

23:25、東京営業所支部の執行委員中村善五郎が鉄道自殺した。夏川一族への抗議を記した遺書の他、父母、友人、田所支部長、全織同盟組織副部長平井脩博、洗足寮管理人宛てなどの多数の遺書が発見された。



**7月5日:**

東京営業所では、第二組合が所長に要求書を提出し、質疑応答があったが、所長は回答を避けた。

**7月19日:**

名古屋営業所では、第二組合が名古屋北労働基準監督署に対して、1953年1月から争議開始までの8人の組合員の時間外労働割増賃金未払い分21万1792円の支払いについて申し立てた。労基署は、営業所から主任を呼び調査を開始した。

**7月20日:**

18:00、東京営業所では、目黒の女子寮に上京した彦根工場、大垣工場の第三組合約30人が無断入室し、ストライキ中の第二組合員は寮から出ていけ、と暴言を放ったことで紛糾した。

21:00、第二組合員が女子寮に押しかけて抗議して第三組合員の責任を追及し、20:30に謝罪文を書かせて解決した。

**7月22日:**

16:00時点の全体の組織現勢は、全従業員1万1753人中、第二組合員が8709人、会社組合員が3044人となり、第二組合は74.1%を占めるに至った。東京営業所支部は、従業員29人中、第二組合員16人、第三組合員13人、名古屋営業所は、従業員11人中、第二組合員8人、第三組合員3人であった。

東京営業所では、第二組合員が2～3班に分かれて東京都内の全織同盟傘下労組、友誼労組へ訪問を重ねているが、この日、結成以来66か所を訪問し、約7千万円のカンパを集めてきたことが明らかになった。

## 4. 1954年8月

**8月5日:**

前日の中労委あっせん案の労使受諾の直後から、各工場で会社側の協定無視の挑発行為が続発したが、東京営業所、名古屋営業所では特段の異常はみられなかった。

**8月8日:**

7:20、東京営業所では、成田次長、栗本庶務係長と入寮問題について交渉したが決裂したため、第二組合は強行入寮を通告した後、17:00までに全員が入寮を終えた。

**8月9日:**

17:00、ストライキ以来、初めて東京営業所支部の組合員たちが目黒寮に戻った。

**8月10日:**

近江絹糸労組が就労闘争に入ったことを受けて、東京営業所では、8:40に第二組合員16人が入所し、所長に就労闘争を宣言して職場についた。所長は、入所は認められない、と言って去り、黙認した。

夕方、第二組合員が目黒寮に帰ると、植木屋と土建屋に扮した暴力集団6人が待ち構えて入寮を妨害した。このため、近江絹糸労組書記長木村進、全織同盟東京都支部書記長倉島清ら10人が駆けつけて西川所長と交渉に入った。

だが、西川所長が、目黒寮は会社の接待用住居にする、目黒寮を出て古い五反田寮に行けばよい、などと主張して決裂した。このため、第二組合は入寮を強行し、営業所側は翌11日の給食を中止した。

名古屋営業所では、就労闘争に入ったものの、8月8日より営業所側が鍵をかけて管理人に預けて出社していないため、第二組合は地労委のあっせんと鍵の受け渡しの交渉に入った。

**8月11日:**

東京営業所では、前日の第二組合員の入寮は不法侵入だとして、夏川社長名で東京営業所支部の支部長田所光夫、同書記長内山聡次郎、近江絹糸労組書記長木村進、同副組合長中川衛ら9人に対して解雇を通告した。これに対して労組側は一括返上するとともに、中労委へ不当労働行為で提訴した。

**8月16日:**

10:00、東京営業所では、支部組合員16人が、前日15日に上京した富士宮支部組合員45人の応援と全織同盟東京都支部の動員を受けて、営業所ビルの4階と5階に強力なピケ態勢をとった。

第二組合は、解雇問題と給食問題について団交を申し入れた。

**8月17日:**

営業所側から回答がないため、前日16日からのピケが継続し、営業所全館に労働歌が響き渡り中、営業所側の12人がかんづめ状態となった。このうち6人の女性社員が帰宅を申し出たため、2時間近く留まるよう説得したが整わず、帰宅を許可した。営業所側は警察に通報して出勤を要請したが拒否された。

**8月18日:**

ピケの継続により危機感を持った営業所側が交渉に応じた結果、翌19日12:00までに西川所長が出社して団交要求書を受け取る、19日と20日の給食を行う、などが決まった。

**8月20日:**

現地対策委員会現地責任者会議が開催され、8月28日から9月1日まで富士紡小山労働会館にて近江絹糸労組オルグ講習会を実施することが決定された。全体で約50人が参加し、東京営業所支部と名古屋営業所支部からは、男女1人ずつが参加することとなった。

**8月24日:**

東京営業所では、第二組合と西川所長で団交が開催されたが、ピケの解除を巡って対立し、給食問題も解決せず、交渉は決裂した。

**8月29日:**

16:15、名古屋営業所支部では、名古屋市内の中京女子短期大学で近江絹糸糾弾夏川打倒愛知県

大会を開催し、全織同盟愛知県支部傘下労組、友誼労組、市民ら約3000人を集めた。近江絹糸労組から組合長渡辺三郎、右派社会党からは浅沼稲次郎、三宅正一、春日一幸らが参加した。

名古屋営業所支部長阿久沢光は、夏川社長が我々労働者を人間と見ず機械と考えていたところにこの争議の原因がある。もはや夏川社長らの退陣が何よりも争議を早く解決する道である。ますます団結を固めたたかい抜く、と決意表明した。

大会後、18:00から市内デモ行進を敢行した。

## 5. 1954年9月

**9月4日:**

16:00、東京都内の新橋ステージで近江絹糸糾弾デモ大会が開催された。17:00、演説会の後に新橋から東京駅八重洲口へデモ行進を敢行した。

**9月16日:**

東京営業所支部では、中労委あっせん案の受諾についての討議の後に投票を行った結果、第二組合員16人中13人が出席し、賛成12票、反対1票をもって受諾を決定した。

名古屋営業所支部では、同様に第二組合8人中7人が出席し、全員の賛成をもって受諾を決定した。

**本田 一成(ほんだ・かずなり)**

武庫川女子大学経営学部教授。博士(経営学)。人的資源管理論、労使関係論専攻。近著に『メンバーシップ型雇用とは何か 日本の雇用社会の真実』(旬報社)、『ピヨンド! KDDI労働組合20年の「キセキ」』(新評論)、『オルグ!オルグ!オルグ! 労働組合はいかにしてつくられたか』(新評論)など。

# 論壇ナビ 2023

## 第10回:金融政策とインフレ

中央大学経済学部 准教授 松浦 司

日銀は10月31日の金融政策決定会合で、大規模な金融緩和政策を修正し、長期金利の変動幅の事実上の上限を現在の1.0%から、一定程度超えることを容認した。一方、金融機関が日銀に預ける当座預金の一部にマイナス0.1%の金利を適用する政策は維持することも決定した。金融市場では早期の利上げ観測が熾っており、多くの金融市場関係者はアベノミクスの転換を期待している。『日経ビジネス編集部「異次元の金融緩和とは?評価が分かれるこれまでの動きと今後」(『日経ビジネス』2023年7月18日)でも、日本銀行の当時の黒田東彦総裁が実施した「異次元の金融政策」に対して、功罪を挙げつつも、近年ではマイナスの影響を指摘する声が強くなったとする。

### 金融政策「正常化」のシナリオ

木内登英(NRI エクゼクティブ・エコノミスト)「政策維持を決めた金融政策決定会合」(『NRI』2023年9月22日)は、マイナス金利政策解除などの政策修正に至る3つのシナリオを指摘する。第1は、2%の目標達成が見通せると日銀が本音で判断し、それを宣言すること。第2は、本当に2%の物価目標を達成できると思わなくても、達成が見通せたと宣言して、政策修正に踏み切る。第3に、2%の物価目標は短期的には達成できないと宣言するが、長期の金融緩和は副作用が大きくなるため、その軽減が狙いとして、穏やかながらも本格的な政策修正に乗り出すことである。また、内外景気動向次第では、マイナス金利政策解除の時期は2025年まで後ずれする可能性もあるとする。

軽部謙介(帝京大学教授)「アベノミクスの終焉をいつ語るのか」(『週刊東洋経済』2023年10月7日)では、マイナス金利脱却のときに異次元緩和の終焉を明確に言い切るのかという植田総裁の姿勢を問うている。

### 長期金利

マイナス金利政策は維持されたが、長期金利に関して、日銀は7月28日にイールドカーブ・コントロール(長短金利操作、YCC)政策の運用柔軟化を既に決定し、YCCの上限を1%に設定した。森田長太郎(SMBC日興証券シニアフェロー)「市場は2%インフレと2%金利意識」(『週刊東洋経済』2023年9月16-23日号)は、この決定について金融政策の「正常化」の第一歩になったと評価する。また、今回日銀は1%を一定程度超えることを容認したが、仮に来年の1~3月にYCCの撤廃やマイナス金利解除が実施されても10年国債金利については、その1%にも届かないのではとする。

稲留克俊(三井住友トラスト・シニアストラテジスト)「金利ある世界」(『週刊エコノミスト』2023年10月3日)では、YCCの柔軟化の狙いの1つは過度の円安圧力を弱めることにあるとして、金利上昇のスピード調整と円安圧力のトレードオフに直面し、難しい調整を強いられているとする。そのうえで、0.7~0.8%がフェアな長期金利水準とする。

### 今後のインフレ

竹田孝洋(ダイヤモンド編集部)「中央銀行vsインフレ」(『週刊ダイヤモンド』2023年9月30日号)では、欧米と日本のインフレと金融政策の状況を解説したうえで、識者20人のインフレの予想を紹介している。多くのエコノミストが消費者物価上昇率は低下していくとみるが、24年度、25年度は1%台後半で推移しそうだとする。理由として、人手不足による賃金上昇、企業の価格転嫁の進展、家計の期待インフレ率の上昇を挙げる。

### まとめ

このように論者の大部分は、近いうちに金融政策が正常化することを期待している。そこで、日銀の金融政策決定会合後に行われた植田日銀総裁の記者会見や、10月2日に公開された「金融政策決定会合における主な意見」を丁寧に読み込むことが、むしろ現在の金融政策を読み解くカギとなる。そこでは、経済は穏やかに回復しているが、経済・物価の不確実性は極めて高く、政策修正の時期や具体的な対応については到底決め打ちはできず、賃金の上昇を伴う形で「物価安定の目標」の持続的・安定的な実現を見通せる状況には至っていないとする。

松浦 司(まつうら・つかさ 応用経済学)

主要經濟勞働統計

p:速報値 (preliminary) r:訂正值 (revised)

年 月	勞働力人口		職業紹介		税込現金 給与総額 (全産業)	実質賃金 指 数 (全産業) 2020=100	総実勞 働時間 (全産業) 時間	消費者物価指数 C.P.I		全国勞働者世帯家計 収支(168都市町村)		
	雇 用 勞働者	完 全 失業者	月 間 有 効 求人 数	有 効求人 倍 率				東 京 都 区 部	全 国 167 都 市 町 村	実 収 入	実 支 出	
	万 人	万 人	千 人	倍	円	2020=100	時 間	2020=100		円	円	
2019	6,004	162	2,737	1.60	322,612	101.2	139.1	99.9	100.0	586,149	433,357	
2020	5,973	191	2,161	1.18	318,387	100.0	135.1	100.0	100.0	609,535	416,707	
2021	5,973	193	2,196	1.13	319,461	100.6	136.1	99.8	99.8	605,316	422,103	
2022.7	6,052	176	2,436	1.29	376,028	115.0	139.9	102.7	102.3	657,263	447,495	
8	6,044	177	2,474	1.32	279,346	85.1	132.2	102.9	102.7	563,963	428,627	
9	6,070	187	2,501	1.34	276,113	83.7	137.2	103.4	103.1	499,438	409,436	
10	6,081	178	2,546	1.35	275,195	82.8	137.3	103.8	103.7	568,282	427,166	
11	6,053	165	2,567	1.35	288,071	86.5	138.7	104.0	103.9	502,259	402,410	
12	6,055	158	2,534	1.36	567,916	170.1	137.2	104.7	104.1	1,150,808	552,778	
2023.1	6,034	164	2,562	1.35	276,984	82.5	128.0	104.1	104.7	495,706	421,913	
2	6,667	174	2,624	1.34	271,143	81.4	133.0	104.4	104.0	557,655	392,498	
3	6,036	193	2,629	1.32	292,546	87.4	138.0	105.1	104.4	498,581	431,413	
4	6,057	190	2,490	1.32	284,595	84.3	140.8	105.1	105.1	553,975	435,917	
5	6,063	188	2,436	1.31	284,998	84.4	133.6	105.0	105.1	469,992	436,295	
6	6,109	179	2,443	1.30	461,811	136.8	142.4	105.5	105.2	898,984	471,839	
7	6,085	183	2,427	1.29	380,063	111.9	138.6	105.6	105.7	637,866	431,090	
前月比(%)	-0.4	2.2	-0.7	-0.8	-17.7	-18.2	-2.7	0.1	0.5	-29.0	-8.6	
前年同月比(%)	0.5	4.0	-0.4	0.0	1.1	-2.7	-0.9	2.8	3.3	-3.0	-3.7	
資料出所	総務省 勞働力調査		厚生労働省 職業安定業務統計				毎月勤勞統計調査		総務省		総務省 家計調査	

年 月	生 産 指 数 (鉱工業)	生産者 製品在庫 率指数 (鉱工業)	稼働率 指 数 (製造 工業)	機 械 受 注 (船舶・電力 除く民需)	工 作 機 械 受 注 総 額	建築着工 総 計 (床面積)	企業倒産 (負債総額 千万以上)	貿易統計			
								輸 出	輸 入	差 引	
	2020=100	2020=100	2020=100	億 円	100万円	1000㎡	件 数	百万円			
2019	111.6	89.5	114.8	104,323	1,229,900	127,555	8,383	76,931,665	78,599,510	-1,667,845	
2020	100.0	100.0	100.0	95,570	901,835	113,744	7,773	68,399,121	68,010,832	388,289	
2021	105.4	89.8	108.5	102,086	1,541,419	122,239	6,428	83,091,420	84,875,045	-1,783,625	
2022.7	106.3	96.8	108.1	9,660	142,412	11,255	494	8,753,066	10,174,981	-1,421,915	
8	107.8	96.5	110.3	9,098	139,327	10,428	492	8,060,577	10,850,981	-2,790,404	
9	107.3	99.2	110.1	8,680	150,848	9,691	599	8,817,668	10,916,860	-2,099,192	
10	105.5	97.7	111.6	9,073	141,062	9,902	596	9,001,293	11,172,751	-2,171,458	
11	105.5	99.0	111.8	8,446	134,186	9,568	581	8,836,813	10,868,757	-2,031,944	
12	104.9	101.2	110.1	8,489	140,544	8,967	606	8,786,947	10,245,506	-1,458,559	
2023.1	100.8	103.2	103.9	9,296	129,087	9,278	570	6,550,578	10,057,008	-3,506,430	
2	104.5	101.5	108.0	8,880	124,095	9,016	577	7,654,316	8,574,207	-919,891	
3	104.8	102.8	107.9	8,529	141,019	8,598	809	8,824,000	9,582,845	-758,845	
4	105.5	104.6	111.1	9,000	132,688	10,298	610	8,288,973	8,725,330	-436,357	
5	103.2	106.2	104.1	8,315	119,523	8,994	706	7,292,020	8,674,166	-1,382,146	
6	105.7	105.3	108.1	8,540	122,025	9,177	770	8,743,844	8,704,627	39,217	
7	103.8	106.4	105.7	8,449	114,340	9,261	758	8,724,332	8,788,063	-63,731	
前月比(%)	-1.8	1.0	-2.2	-1.1	-6.3	0.9	-1.6	-0.2	1.0	-262.5	
前年同月比(%)	-2.4	9.9	-2.2	-12.5	-19.7	-17.7	53.4	-0.3	-13.6	-95.5	
資料出所	経済産業省			内閣府 機械受注統計調査	日本工作 機械工業会	国土交通省 建築着工統計調査	東京商工 リサーチ	財務省 貿易統計			



# 所 員 コ ラ ム

## 「大丈夫」と言える専門家をめざして —— 追悼・櫻井敦司

研究員  
山本 耕平

中学生のころ突如「ロックをやりたい」と思い立って以来、ロックにつかず離れずな人生を続けている。そんな私が「押し」などという一言では表現しきれぬほど欽慕してきた BUCK-TICK というバンドで、長年ボーカルを務めた櫻井敦司が、10月19日、この世を去った。ステージで体調不良を訴え、救急搬送先でその日のうちに逝去したというあまりにも唐突な訃報に、大勢のファンが言葉を失った。

そんな中であって、同バンドのリーダー今井寿が SNS に投稿した一文が、私にはこの上ない心の支えとなった。いわく、「ま、でもね。続けるからね♪（ピースサインの絵文字）大丈夫」。

メディアはこれを「活動継続の意志」と報じたが、実際はそんなに軽い発言でもないし、同時にそんなに重い発言でもない…と、勝手に今井をロールモデルとして研究者の道を歩んできた私は思う。軽い発言でもないというのは、活動云々よりもまず、ファンの動揺や不安をすべて引き受けるといふ覚悟の表明だからだ。そして重い発言でもないというのは、そんなこと考えるまでもなく何とかなる、という余裕を含んだ

発言だからだ。その背後には、これまでも困難を乗り越えてきた自分たちへの自信と、スタッフら関係者への信頼があるだろう。

研究機関で曲がりなりにも専門家の看板を掲げて働くということは、しばしば「大丈夫」かどうか——あの調査計画で「大丈夫」か、この分析で「大丈夫」か……——の判断を委ねられることを伴う。そこで、この覚悟と自信や信頼とのバランスが取れた「大丈夫」を伝えることができる——そんな専門家でありたい。こうした絶妙なバランスの上で紡がれる BUCK-TICK の近年の楽曲には、己の儂さを受け容れながらも、次世代にささやかな希望を語るような言葉が、顔を出すようになった。そんな言葉を届けてくれた美しくも可憐なボーカリストを偲びながら、悲嘆の底で、決意を新たにしている。

2022年8月号より、所員コラムを始めました。毎月1名ずつ、事業や日ごろの仕事を通じて感じていることなどを発信します！

特集テーマと執筆者一覧

1月号(通巻1126号)

総会記念講演 若者と運動をつなぐには  
～日本若者協議会の取り組みから考える参加の手がかり～  
講師:室橋 祐貴氏  
(一般社団法人日本若者協議会 代表理事)

2月号(通巻1127号)

2023春闘特集  
「2023年春闘の課題」  
山田 久(日本総合研究所 副理事長)

[インタビュー]「2023春季生活闘争方針」  
芳野 友子氏(日本労働組合総連合会 会長)

[インタビュー]「社会的運動としての春闘」  
鈴木 剛氏(全国コミュニティユニオン連合会 会長)

3月号(通巻1128号)

国際政治の現状とこれから  
「国際政治理論と現代の国際関係 —経済的相互依存と米中経済関係—」  
大芝 亮(広島市立大学広島平和研究所所長  
・国際経済労働研究所理事)

「ウクライナ戦争と21世紀国際政治の行方」  
滝田 賢治(中央大学名誉教授)

4月号(通巻1129号)

産別トップに聞く  
アンケートからみる、組織の取り組みとトップの意識

松浦 昭彦(UAゼンセン 会長)  
金子 晃浩(自動車総連 会長)  
神保 政史(電機連合 中央執行委員長)  
安河内 賢弘(JAM 会長)  
神田 健一(基幹労連 中央執行委員長)  
勝田 年彦(生保労連 中央執行委員長)  
石川 幸徳(JP労組 中央執行委員長)  
瀧本 司(日教組 中央執行委員長)  
坂田 幸治(電力総連 会長)  
安藤 京一(情報労連 中央執行委員長)  
難波 淳介(運輸労連 中央執行委員長)  
酒向 清(JEC連合 会長)  
伊藤 敏行(フード連合 会長)  
北村 聡太(損保労連 中央執行委員長)  
内藤 晃(航空連合 会長)  
佐藤 裕二(全電線 中央執行委員長)  
山口 浩治(JR総連 執行委員長)  
黛 岳郎(メディア労連 会長)  
梅原 貴司(全印刷 中央執行委員長)

※アンケートにご協力いただいた方のうち、氏名の掲載を許可いただいた方の一覧である。

5/6月号(1130号)

これからの労働運動への視点  
「正会員の議案書分析  
—2023年度活動方針よりポストコロナの労働運動を考える」  
編集部

「仕事と政治をつなぐ  
—ジョブ型時代における労働運動の政治的使命とは」  
篠田 徹(早稲田大学社会科学総合学術院 教授)

7月号(通巻1131号)

最低賃金を考える  
「現在わが国における最低賃金制度の課題と展望」  
藤田 安一  
(とっとり地域自治研究所 理事長・鳥取大学名誉教授)

[労働組合役員と研究者による対談]  
最低賃金をとりまく諸課題と影響

8月号(通巻1132号)

2023春闘 成果と今後の課題(前編)  
「春闘の意義と今後の課題 —2023年を真の転換点とするために—」  
玄田 有史(東京大学社会科学研究所 教授)

[産別組織インタビュー]  
古川 大氏(UAゼンセン 書記長)  
中澤 清孝氏(電機連合 書記長)  
北野 真一氏(情報労連 書記長)  
又吉 謙氏(航空連合 副事務局長)

9月号(通巻1133号)

2023春闘 成果と今後の課題(後編)  
「インフレ下の春闘 —非正規労働者の賃金に注目して」  
金井 郁(埼玉大学人文社会科学部 教授)

「企業規模間賃金格差の是正に向けた労働組合の取り組みと課題」  
李 旻珍(立教大学社会学部 教授)

「『2023春季生活闘争』を振り返って」  
仁平 章(連合 総合政策推進局長)

[産別組織インタビュー]  
中井 寛哉氏(JAM 書記長)  
千葉 淳一氏(フード連合 事務局長)  
佐々木 弘臣氏(交通労連 書記長)  
石川 聡一郎氏(サービス連合 事務局長)

10月号(通巻1134号)

国際経済労働研究所75周年記念企画  
「紡」一調査運動と板東慧の軌跡—開催報告  
1. 講談「板東慧と労働戦線統一」  
2. 「組合関与ベスト10」上位組織の顕彰

11/12月号(1135号)

福祉サービスのマクロ/メゾ/ミクロ分析  
「社会支出30年の軌跡と日本の位置づけ —OECD: Social Expenditure Surveyを中心に—」  
楊 慧敏(県立広島大学保健福祉学科 助教、  
大阪公立大学都市科学・防災研究センター 客員研究員)  
孫 琳(同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程、  
大阪公立大学都市科学・防災研究センター 客員研究員)  
埋橋 孝文(同志社大学名誉教授、大阪公立大学客員教授)

「介護サービスの質の評価をめぐる政策の課題」  
石田 慎二(帝塚山大学教育学部こども教育学科 教授)

「福祉サービス供給主体間における『サービスの質』の相違に関する研究 —訪問介護事業の実態分析を通して—」  
孫 琳(同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程、  
大阪公立大学都市科学・防災研究センター 客員研究員)

(注)執筆者・インタビュー協力者の肩書きは発行当時のものである。  
なお、執筆者は敬称略としている。

# Project News

## 研究プロジェクト概要と各回のテーマ・報告者

### 働きがいと制度・施策

主査：八木 隆一郎(専務理事・統括研究員)

「働きがい」はON・I・ON2調査のテーマの1つであり、これまで研究所は調査結果を用いて労働組合活動の重要な柱の1つである「働きがいのある職場」づくりに向けた提言活動などの支援を行ってきたが、より充実した支援を行うためには最新の学術的な働きがい研究を継続的に積み重ねていくことが重要である。これまでにワーク・モチベーションに関わる意識データベースを構築し、企業業績との関係についての研究およびその成果の公表等を進めてきた。今後は企業制度・施策の実態および組合員の意識に与える影響を明らかにしていく。研究結果は、「第49回共同調査企業制度・施策に関する組織調査」として発信している。

#### 内容

2021年9月20日

「正社員・非正社員の均等・均衡待遇と仕事への主観的評価」  
齋藤 隆志 氏(明治学院大学経済学部 教授)  
「同一労働・同一処遇における短時間労働者のワーク・モチベーション」  
向井 有理子 氏(国際経済労働研究所 研究員)

2023年1月13日

「ワーク・エンゲイジメントと働きがいの関係」  
山下 京 氏(近畿大学経営学部 准教授、国際経済労働研究所 研究員)

2023年3月23日

「ワーク・エンゲイジメントと働きがいの関係(続き)」  
「コロナ禍前後の組合活動」「コロナ禍前後の働きがい」  
向井 有理子 氏・坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 研究員)

2023年9月4日

「WM研究会実施企業のDX推進に関する一考察 —— RPA導入推進と心理的安全性の関係に着目して——」  
西村 知晃 氏(九州国際大学現代ビジネス学部 准教授)  
「コロナ禍における学生の孤独感・孤立感について」  
杉浦 仁美 氏(近畿大学 経営学部 キャリア・マネジメント学科 講師)

### ポスト動員時代の政治活動

主査：新川 敏光(理事)

働く者の声を政治に反映させる上で、労働組合による政治活動は重要な役割を果たしている。しかしながら、政治的な対立軸の複雑化や労働者の意識の多様化を背景に、従来型の動員による選挙戦略が見直しを迫られるようになっており、今後とるべき方策が模索されている。本研究PJでは、組合員の政治的関心・関与を高めるための日常的な取り組み事例、問題意識、今後の方向性などについて、共有と議論を行う。また、研究会での議論を共同調査(政治意識調査)に反映させると同時に、共同調査で得られた知見を参加組織間で共有することで、政治活動と共同調査との循環的な発展を目指す。

#### 内容

2021年9月10日

「政治活動の日常化」パナソニックグループ労働組合連合会

2022年1月11日

「政策制度改善活動への取り組み紹介」日立製作所労働組合  
「帝人労組の政治活動について」帝人労働組合

2022年4月2日

「イオンリテールワーカーズユニオンの政治活動について」  
イオンリテールワーカーズユニオン

2022年5月25日

「直面する課題の克服に向けて」日本郵政グループ労働組合

2022年11月14日

「多様化する意識のもとでの『連帯』とは?」  
「政治意識調査からの問い——」  
国際経済労働研究所 労働政治研究事業部

2023年3月30日

「日本労働組合の『本質』論を問い直す」  
「歴史的検討と国際比較の視点から——」  
兵頭 淳史 氏(専修大学教授)

2023年9月4日

「3人なしても当選できる!新しいスタイルの選挙運動」  
川久保 皆実 氏(つくば市議会議員)

### 21世紀型成熟社会の理論

主査：新川 敏光(理事)

産別組織11組織が参加し、2022年より開始した。労働政策の理論的・思想的基礎について理解を深め、政策形成・発信能力を高めることを目的とする。政治学、公共政策学、政治哲学などの研究者を講演者に迎え、研究者と労働組合がともに学ぶとともに、その時代において求められる政策やビジョンについて討議・外部発信する場を形成する。

#### 内容

2022年10月3日

「研究会発足基調報告」  
新川 敏光 氏(法政大学教授、京都大学名誉教授)

2023年3月1日

「資本主義、気候変動、そして経済成長」  
諸富 徹 氏(京都大学大学院経済学研究科 教授)

2023年5月11日

「社会運動への視点から労働運動・労働組合運動を考える」  
富永 京子 氏(立命館大学准教授)

2023年8月29日

「貧困の現場から社会を変える～生活困窮者支援の現場から～」  
稲葉 剛 氏((一社)つくろい東京ファンド代表理事、認定NPO法人ビッグイシュー基金共同代表、立教大学大学院各員教授)

# Information

## 次号予告(特集テーマ)

## 編集後記

### 座談会「社会と労働の未来を語る」

山田 久氏

(法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授)

久本 憲夫氏

(京都橘大学経営学部教授・京都大学名誉教授)

本山 美彦氏

(京都大学名誉教授・国際経済労働研究所所長)

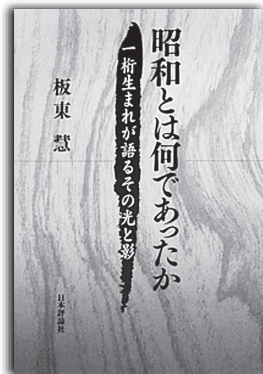
古賀 伸明氏

(国際経済労働研究所会長)

本号の特集は、昨年に続いて福祉政策に関するテーマで、理橋孝文先生にご協力を賜りました。先行研究をもとに、時代の変遷を考慮した再検討をつづじて、福祉政策に関する研究の流れやポイントを学ぶとともに、知識をアップデートしながら課題を発見していく大切さを感じました。

2023年も、読者の皆様には大変お世話になりました。コロナ禍に入所した私個人としては、対面での総会・運動会を開催できたことが印象に残った一年でした。皆様もよいお年をお迎えください。(K)





板東 慧 著

A5判 定価3,500円(税込み)

# 昭和とは何であったか

## 一桁生まれが語るその光と影

労働調査論を確立し、自立的労働組合主義を提唱し、構造改革論を通して余暇と働き甲斐の関係の重要性をめぐって生活文化論を提案した著者の運動と研究から「昭和」を総括し、贖罪的平和論の克服による21世紀日本を追求する。

### ◆目次◆

序章	昭和とは何だったのか
第一章	太平洋戦争と大空襲
第二章	戦後の始まりと占領下の日本
第三章	大学生生活と学生運動
第四章	労働調査研究所から国際経済労働研究所へ
第五章	研究者としての総括的覚書——研究主題と業績
第六章	昭和が遺した課題
結章	私の生い立ち——神戸っ子の系譜



〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 TEL:03-3987-8621 (販売)、-8598 (編集)  
ホームページ <http://www.nippy.co.jp>



四六判/並製/352頁  
ISBN 978-4-7503-4777-6

◎本体価格 2600円+税

# 人工知能と 株価資本主義

## AI投機は何をもたらすのか

本山美彦 著

際限なく拡大するIT社会に拍車をかけるAI技術の進歩。巨大IT企業の影響力が増し、株式が巨額の富と巨大な力を揮う「株価資本主義」が到来している。フィンテック、ブロックチェーン、ロボット人材がもたらす未来を金融、貨幣、コンピュータの淵源をたどりながら論じ、AI賛美論がもたらす投機的ユーフォリア(多幸福感)に警鐘を鳴らす。

序章	株価資本主義の旗手——巨大IT企業の戦略
第1章	高株価を武器とするフィンテック企業
第2章	積み上がった金融資産 ——フィンテックを押し上げる巨大マグマ
第3章	金融の異次元緩和と出口リスク
第4章	新しい型のIT寡占と情報解析戦略
第5章	フィンテックとロボット化
第6章	煽られるRPA熱
第7章	簡素化される言葉——安易になる統治
第8章	性急すぎるAI論議 ——アラン・チューリングの警告
第9章	なくなりつつある業界の垣根
第10章	エイジングマネー論の系譜
第11章	フェイスブックの創業者たち ——株価資本主義の申し子
終章	株価資本主義の克服 ——超高齢化時代のオルタナティブ・ファイナンス

# 明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5

<http://www.akashi.co.jp/>

TEL 03-5818-1171 FAX 03-5818-1174

\*図書目録送呈 \*価格税別

# Int'lecowk

Vol.78-11-12 No.1135  
November/December, 2023

International Economy and Work Monthly

## Macro / Mezo / Micro Analysis of Welfare Services

30 Years' Trajectory of Social Expenditure and the Position of Japan in OECD Nations

H. Yang, L. Sun, T. Uzuhashi

Policy Issues Related to the Evaluation of the Quality of Long-term Care Services

S. Ishida

A Study on the Differences in the Quality of Welfare Service among Welfare Service Providers: Based on the Analysis of Home-Visit Care Services

L. Sun

年間購読料 15,000円(送料込)  
定 価 1,500円(送料別)